令和８年度第１回船橋市社会教育委員会議

資料

令和８年４月３０日（木）

午後３時００分　開会

船橋市青少年問題協議会委員　一覧表

	役　　職　　員	氏　　名	委嘱年月日
三条二項一号	市議会議員	草場　智泉	7.7.4
	市議会議員	青木 はるか	5.5.19
	市議会議員	岩井 友子	5.5.19
三条二項二号	船橋警察署長	叶谷　昌男	7.3.3
	船橋東警察署長	勝又 憲彦	6.3.21
	市川児童相談所船橋支所長	島貫 奈津子	7.4.1
三条二項三号	小・中学校長会代表	倉前　喜一	7.4.25～8.5.31
	ふなばし地域若者サポートステーション代表	本庄 寛国	6.6.1～8.5.31
	社会教育委員代表	草野 滋之	6.7.1～8.6.30
	自治会連合協議会代表	早川 淑男	6.6.1～8.5.31
	民生児童委員協議会代表	岩瀬 日出夫	6.6.1～8.5.31
	社会福祉協議会代表	小出 正明	6.6.1～8.5.31
	保護司会代表	戸松 篤司	6.6.1～8.5.31
	青少年センター運営協議会代表	加瀬 武正	6.6.1～8.5.31
	青少年補導委員連絡協議会代表	丹羽 浩道	6.6.1～8.5.31
	スポーツ協会代表	山﨑 幸男	6.6.1～8.5.31
	スポーツ推進委員協議会代表	青鹿 元治	6.6.1～8.5.31
	青少年相談員連絡協議会代表	村木 正昭	6.6.1～8.5.31
	ＰＴＡ連合会代表	原野 弥生	6.6.1～8.5.31
	少年少女団体連絡協議会代表	大塚 正久	6.6.1～8.5.31
三条二項四号	生涯学習部長	高橋 伸行	6.4.1
	こども家庭部長	鈴木　尚哉	7.4.1
	地域子育て部長	小澤　洋一	7.4.1
	学校教育部長	日高 祐一郎	5.4.1
	市立船橋高等学校長	近藤 義行	6.4.1

○船橋市青少年問題協議会条例

昭和43年３月30日
条例第８号

船橋市青少年問題協議会条例

（設置）

第1条　地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第１条の規定に基づき、船橋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平12条例49・平26条例19・一部改正）

（所掌事務）

第2条　協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2)　青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関すること。

２　協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びその区域内にある関係行政機関に対し意見を述べることができる。

（定数及び任期）

第3条　協議会は、委員35人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)　市議会議員

(2)　関係行政機関の職員

(3)　学識経験のある者

(4)　市職員

３　前項第３号の委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　前項の委員は、再任されることができる。

５　委員（第２項第３号に掲げる委員を除く。）は、委嘱又は任命当時の職を離れたときは、それぞれ解任されるものとする。

（昭49条例30・一部改正）

（会長及び副会長）

第4条　協議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（平12条例49・平26条例19・一部改正）

（会議）

第5条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

２　協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条　協議会は、調査又は審議のため必要があると認めたときは、部会を置くことができる。

２　部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

４　部会の会議については、第５条の規定を準用する。この場合において同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（昭49条例30・追加）

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（昭49条例30・旧第６条繰下、平26条例19・一部改正）

付　則

この条例は、昭和43年４月１日から施行する。

附　則（昭和49年４月１日条例第30号）

この条例は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則（平成12年12月27日条例第49号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成26年３月28日条例第19号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

R8.4.1

「船橋市地域福祉バス借上料補助事業」のご案内

対象団体が貸切バスを借上げた場合に、
その借上料の一部を補助します。

補助内容

補助対象事業

◆地域福祉の増進を目的とした①視察、②研修、③社会福祉に関する活動（※1）が対象です。
◆団体の構成員（市内在住者）15人以上（※2）が参加する場合に限ります。
（※1）ボランティア、参加者の日常・社会生活の支援活動を指します。
（※2）団体の事業活動の補助者及び利用者を含みます。

補助金の額

◆団体が負担するバス借上料の1/2の額を補助します。（上限：1回6万円）

補助対象者

市内に活動の拠点を置く、以下の団体とします。

・町会・自治会
・老人クラブ
・いきいき同窓会・学部生
・民生委員・児童委員協議会
・地区社会福祉協議会
・障害福祉団体
・その他福祉活動を行う団体のうち、市長が認めるもの

補助までの流れ

1 事業の計画
団体
・実施日、目的地、人数等の決定
・バス会社等と相談、調整

2 バスの手配
団体
・バス会社等にバスの手配を依頼

3 補助金の申請
団体
・市に申請書、見積書などを提出

4 交付決定
市
書類を審査し、交付の可否を決定
利用団体に通知書を送付

5 事業の実施
団体
・バスを利用して、視察、研修などを実施
・バス会社等に借上料などを支払

6 実績報告
団体
・市に実績報告書、領収書などを提出（活動日から起算して20日以内又は3/31の早い日までに）

7 補助金の支払
市
書類を審査し、指定口座に補助金を振込

裏面にも記載があります

補助金の申請時期目安

バスの**利用月の2か月前から2週間前まで**の間を目安に申請してください。

【具体例】
・バスの利用日：８月15日
⇒ 補助金の申請：６月１日から8月１日まで

※書類の持参又は郵送により申請書を提出してください。

バスの借上方法･交付制限

◆バスの借上方法

・民間の**バス会社等に直接バスの手配を依頼して**ください。
・市では、業者のあっせんやバスの借上げ･予約は行いません。

※一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けて運行しているバスが対象で、**旅館等の送迎バスやレンタカーなどは対象外**です。
※表面に記載の事業の範囲内であれば、実施日、運行時間、運行範囲、行先の制限はありません。（宿泊も可能）

◆補助金の交付制限

・補助金の交付は、１団体につき、**１年度当たり2回**まで受けられます。
・他の補助金の交付を受けて事業を実施する場合は、補助対象外です。（重複禁止）

※「１年度」とは4月１日から翌年の3月31日までを指します。
なお、**１回目の利用月の翌月から3か月経過後、2回目の利用が可能です。**
（例）1回目の利用月が6月⇒10月以降2回目の利用が可。

◆補助金の新規申請受付を停止する場合について

※この事業は、**予算額に達した時点で当該年度の申請受付を終了**します。

◆その他

※**観光、遊興その他娯楽が主な目的の活動**は、**補助対象外**です。
※**有料道路通行料、駐車料、保険料、宿泊料などの経費**は、補助対象外です。
※バスの利用をキャンセルした場合の**キャンセル料**は、**補助対象外**です。

お問い合わせ
船橋市　健康福祉局　福祉サービス部　地域福祉課
〒273－0011 船橋市湊町2－10－18
（書類送付先　〒273－8501　船橋市湊町2－10－25）
電話　:047－436－2313　FAX　:047－436－3315
メール：chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp

令和７年度船橋市地域福祉バス補助金交付団体一覧(社会教育関係団体)

申請日	団体名	代表者名	利用日	参加人数	バス借上料	補助金交付額
R7.8.1	NPO法人船橋市時活村	代表理事　星　量男	R7.10.8	20	133,100	40,000
R7.8.25	船橋市国際親善の会	会長　遠藤　幸四郎	R7.10.10	25	156,200	40,000
R7.9.4	一般社団法人船橋市ユニバーサルスポーツ協会	会長　髙橋　久吉	R7.10.26	35	111,980	40,000
R8.1.27	船橋市子ども会育成連絡会	会長　黒坂　典雄	R8.3.20	16	179,300	40,000
R8.3.7	一般社団法人船橋市ユニバーサルスポーツ協会（２回目）	会長　髙橋　久吉	R8.3.7	30	103,950	40,000

令和8年度　社会教育関係団体補助金交付一覧

No.1

補助金交付担当課	市民協働課
団体名	丸山サンクチュアリ　　団体　　38 名
代表者	会長　図司　静江
活動内容	丸山の森緑地及び藤原市民の森の保全活動 今回申請のあった事業は、森の果たす役割に関する講演会と森の観察会を実施
補助金交付限度額	20,300 円
前年度予算額	656,472 円
前年度収支決算額	収入決算額　補助対象経費予算額　内補助金交付額（精算払） 751,605 円　29,000 円　0 円 支出決算額　補助対象経費決算額　補助金決算額 751,605 円　21,279 円　17,023 円 差引返戻額 0 円
交付条件	支援対象経費（総事業費のうち補助金の対象なる費用）の70%（Ⅰ型事業3年目支援率）が補助金交付限度額。 【主な事業費】 ・講師謝礼 ・チラシ印刷費 ・会場使用料 ・イベント保険料

No.2

補助金交付担当課	市民協働課
団体名	船橋市民ミュージカル・カンパニー　　団体　　5 名
代表者	代表　佐孝　康夫
活動内容	市民ミュージカルの人材を育成するワークショップの実施および船橋に関連した内容の市民ミュージカルの制作、公演
補助金交付限度額	169,110 円
前年度予算額	672,524 円
前年度収支決算額	収入決算額　補助対象経費予算額　内補助金交付額（精算払） 662,720 円　299,080 円　0 円 支出決算額　補助対象経費決算額　補助金決算額 662,720 円　271,407 円　162,844 円 差引返戻額 0　円
交付条件	支援対象経費（総事業費のうち補助金の対象なる費用）の50%（Ⅱ型事業2年目支援率）が補助金交付限度額。 【主な事業費】 ・講師謝礼 ・チラシ・ポスター印刷費 ・会場使用料 ・イベント保険料

No.3

補助金交付担当課	市民協働課
団体名	船橋古文書の会　　団体　　52 名
代表者	会長　井上　正道
活動内容	千葉・船橋の古文書を中心に国所蔵文書など幅広く古文書の学習を実施。古文書講座や講演会を定期的に開催して、中高年に人気の高い古文書学習に貢献し、生涯学習として取り組む切っ掛け作りを行っている。学習を通して翻刻した千葉・船橋の地元古文書を、船橋郷土資料館の協力も得て、地元に還元している。
補助金交付限度額	100,000 円
前年度予算額	609,046 円
前年度収支決算額	収入決算額　補助対象経費予算額　内補助金交付額　（精算払） 600,046 円　0 円　0 円 支出決算額　補助対象経費決算額　補助金決算額 600,046 円　0 円　0 円 差引返戻額 0 円
交付条件	支援対象経費（総事業費のうち補助金の対象なる費用）の90%（Ⅰ型事業1年目支援率）が補助金交付限度額。 【主な事業費】 ・講師謝礼 ・チラシ・ポスター印刷費 ・会場使用料 ・イベント保険料

No.4

補助金交付担当課	市民協働課
団体名	塚田のコックさん合唱団　　団体　　28 名
代表者	団長　山本　正夫
活動内容	福祉施設並びに老人ホーム、船橋地区社会福祉協議会、公民館の寿大学、中学・高校・大学等のイベントにボランティア演奏活動として出演。高齢団員（平均年齢81 歳）の元気な演奏活動の姿を通して、高齢者に希望と勇気を与へ、高齢化社会を元気付けることを、演奏活動の目的としている。
補助金交付限度額	119,400 円
前年度予算額	1,330,000 円
前年度収支決算額	収入決算額　補助対象経費予算額　内補助金交付額　（精算払） 1,827,383 円　0 円　0 円 支出決算額　補助対象経費決算額　補助金決算額 1,827,383 円　0 円　0 円 差引返戻額 0 円
交付条件	支援対象経費（総事業費のうち補助金の対象なる費用）の60%（Ⅱ型事業1年目支援率）が補助金交付限度額。 【主な事業費】 ・指揮者・演奏者謝礼 ・歌集作成費用

（第７号様式）

船橋市
収受
-8.4.1
市民協働課

船橋市市民公益活動公募型支援事業　支援金交付申請書

令和８年４月１日

船　橋　市　長　あて

所　在　地　[redacted]

団　体　名　丸山サンクチュアリ

代表者名　会長　図司　静江

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援の決定のあった事業について、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

事業名称	大切な市民の森を皆で守り育てよう！！
支援金交付申請額	２０，３００　円（支援率　７０％）

支援対象経費内訳（選考結果通知書に示された費目に対する金額の範囲内）

費　目（主な内容）	金額（円）
報償費（　講師謝礼　）	15,000円
消耗品費及び原材料費（　資料紙代　印刷代　）	2,000円
印刷製本費（　チラシ印刷代　）	10,000円
通信費（　）	
保険料（　実施日の保険代　）	1,000円
使用料（　公民館使用料　）	1,000円
その他これらに類する経費（　）	
合　計	29,000円

上記の金額は（税込額・税抜額）である。

※　消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

①　　支援金交付申請額の算定

☐　消費税額を支援対象経費に含めないで支援金交付申請額を算定
☑　消費税額を支援対象経費に含めて支援金交付申請額を算定 ※　確定申告により仕入税額控除した消費税に係る支援金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返金額０円の場合も含む）。

②　①で「消費税を支援対象経費に含めて支援金交付申請額を算定」を選択した理由

☑　免税事業者である
☐　簡易課税事業者である
☐　消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える
☐　その他 （　　）

第2号議案

令和8年度事業計画案及び予算案

令和8年度（2026年度）事業計画案

（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

1．環境ボランティア（森の作業）計画案

「清掃及び除草」は基本的作業として毎回実施する

丸山の森緑地（毎月第1火曜日、第3土曜日に実施）				藤原市民の森緑地（毎月第2火曜日、第4水曜日に実施）		
年	月	日	特記事項（保全活動）	月	日	特記事項（保全活動）
令和8年	4	7	笹切り（西側斜面）	4	14	看板、遊歩道のロープのチェック、ｱﾒﾘｶｵﾆｱｻﾞﾐの駆除
		18	通常作業		22	遊歩道の整備
	5	5	通常作業	5	12	東側住宅沿いツバキの剪定、ｱﾒﾘｶｵﾆｱｻﾞﾐの駆除
		16	ムクゲの「さし木」の育苗準備（40本）		27	東側住宅沿いツバキの剪定、5/23 自然観察教室
	6	2	東側入口掲示板の草花の写真を「夏」に入れ替え	6	9	ヤマユリの支柱立て、遊歩道にはみ出た笹刈り
		20	東側道路沿いのツバキの剪定・刈り込み		24	北側道路側溝の掃除　6/20環境フェア参加
	7	7	ムクゲに肥料を施す（花を咲かせるため）	7	14	業者による下草刈りの準備
		18	夏のボランティアの受け入れ（巣箱の作成4箱）		22	遊歩道の笹刈り
	8	4	夏のボランティアの受け入れ（西側遊歩道の除草）	8	11	夏のボランティアの受け入れ（遊歩道の雑草刈り）
		15	夏のボランティアの受け入れ（遊歩道階段補修）		26	夏のボランティアの受け入れ（遊歩道の雑草刈り）
	9	1	東側入口掲示板の草花の写真を「秋・冬」に入れ替え	9	8	ｱﾒﾘｶｵﾆｱｻﾞﾐの駆除
		19	アジサイの剪定・刈り込み		23	通常作業
	10	6	東側生垣の除草及び樹木の整枝・刈り込み	10	13	通常作業
		17	ムクゲの「苗木」を生垣に植え付け		28	落下した枯れ枝の整理
	11	3	アオキの間引き	11	10	ﾊｯﾋﾟｰｻﾀﾃﾞｰ準備 11/14 ﾊｯﾋﾟｰｻﾀﾃﾞｰ
		21	ﾑｸｹﾞの整枝・刈り込み、西側道路沿いの土留め補修		25	北側道路側溝・桝の落葉・泥掬い 11/9ﾊｯﾋﾟｰｻﾀﾃﾞｰ
	12	1	アオキの間引き	12	8	看板の補修等
		19	東側道路沿いの土留め補修		23	物置小屋の整理、看板拭き
令和9年	1	5	笹切り（東側斜面）	1	12	通常作業
		16	ムクゲに寒肥を施す（根をより強化するため）		27	通常作業
	2	2	小鳥の巣箱（18箱）の清掃・修理	2	9	落下した枯れ枝の整理
		20	笹切り（西側斜面）		24	通常作業
	3	6	東側入口掲示板の草花の写真を「春」に入れ替え	3	13	通常作業
		17	ジャノヒゲの除草を1年間で130袋以上を目標		28	通常作業

雨天等により変更することがあります

枯木の倒木等危険な個所は常にチェックして必要に応じて市に連絡する

＜藤原市民の森緑地の作業等＞

エコカレッジから1名夏のボランティア体験5名の参加

移植したノシラン周りの除草

道路沿い清掃

トリカブトの花

マヤランの花

ツバキの間伐

法典公民館ハッピーサタデー

第1号議案

令和7年度事業報告

令和7年度(2025年度)事業

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1. 環境ボランティア(森の作業)報告

「清掃及び除草」は基本的作業として毎回実施した

丸山の森緑地(毎月第1火曜日、第3土曜日に実施)					藤原市民の森緑地(毎月第2火曜日、第4水曜日に実施)			
年	月	日	参加者	特記事項(保全活動)	月	日	参加者	特記事項(保全活動)
令和7年	4	8	4	枯木整理、巣箱取付、ジャノヒゲ抜き取り、ゴミ拾い	4	8	11	休憩用ベンチ・荷物置き作り、笹切り
		19	4	ジャノヒゲ抜き取り、ゴミ拾い		30	9	枯枝整理、笹切り、ゴミ拾い
	5	13	3	西道路側草取り、ゴミ拾い	5	13	10	草刈り、5/24 こども自然観察会29名参加
		24	3	東側カーブミラー前の枝払い、西道路側草刈り		28	12	草刈り、遊歩道整備、ノシラン植替え、ゴミ拾い
	6	13	5	西道路側草刈り、ゴミ拾い	6	17	11	ノシランの植替え、草刈り、遊歩道の草刈り、ゴミ拾い
		21	10	つる棚の修理、ボタンクサギの駆除、ゴミ拾い		27	9	通路沿いの草刈り、ゴミ拾い
	7	1	5	笹切り、ゴミ拾い	7	8	12	椿の剪定と間切り、遊歩道の草刈り、ゴミ拾い
		19	6	東側草刈り、ゴミ拾い		23	15	椿の剪定、夏のボランティア体験3名参加
	8	5	8	木の剪定、草刈り、夏のボランティア体験2名参加	8	12	15	クサギ抜き、草刈り、夏のボランティア体験5名参加
		16	9	西側笹切り、夏のボランティア体験3名参加		27	16	アカメガシワの抜き取り、夏のボランティア体験5名参加
	9	2	5	西道路側草刈り取り、笹切り、ゴミ拾い	9	9	8	南・北側道路沿い清掃、草刈り、枯枝・枯木の整理
		20	5	道具の手入、物置の掃除、笹切り、ゴミ拾い		24	9	南・北側道路沿い清掃、草刈り、笹切り、ゴミ拾い
	10	7	5	ジャノヒゲ抜き取り、笹切り、ゴミ拾い	10	14	12	椿の剪定、標示板直し、エコカレッジから2名参加
		18	4	枯木の整理、ジャノヒゲ抜き取り、笹切り、ゴミ拾い		29	14	看板修理、木を切る、エコカレッジから2名参加
	11	4	6	ナラ枯れ木処理、11/8 丸山公民館ﾊｯﾋﾟｰｻﾀﾃﾞｰ協力	11	11	10	立て看板拭き、11/8法典公民館ﾊｯﾋﾟｰｻﾀﾃﾞｰ協力
		15	6	笹切り、ゴミ拾い、エコカレッジから2名参加		26	11	椿の間伐と剪定、道具小屋清掃、シロダモ伐採
	12	2	5	東側道路清掃、ジャノヒゲ抜き取り、ゴミ拾い	12	9	12	倉庫の清掃、椿の剪定、ゴミ拾い
		20	5	笹切り、キウイの剪定、ゴミ拾い		26	13	南・北側道路沿い清掃、椿の剪定、ゴミ拾い
令和8年	1	6	6	枯枝整理、笹切り、ジャノヒゲ抜き取り、ゴミ拾い	1	13	13	椿の剪定、ゴミ拾い、イモカタバミ抜き
		17	7	巣箱掃除、ジャノヒゲ抜き取り、ゴミ拾い		28	15	椿の剪定、ゴミ拾い、枯枝整理、イモカタバミ抜き
	2	3	8	小鳥の巣箱修理、枯草処理、ジャノヒゲ抜き取り	2	10	11	南・北側道路沿い清掃、椿の移植・剪定、ゴミ拾い
		21	5	杭の修理、小鳥の巣箱の修理取り付け、笹切り		27	14	南・北側道路沿い清掃、椿の剪定、ゴミ拾い
	3	10	3	西道路側木の剪定、ジャノヒゲ抜き取り、ゴミ拾い	3	10	11	南・北側道路沿い清掃、枝木整理、ゴミ拾い
		21	5	巣箱修理・取り付け、ジャノヒゲ抜き取り、ゴミ拾い		25	12	南・北側道路沿い清掃、枝木整理、ゴミ拾い
	合計		132		合計		285	

(藤原市民の森緑地の写真は3ページに掲載)

＜丸山の森緑地の作業等＞

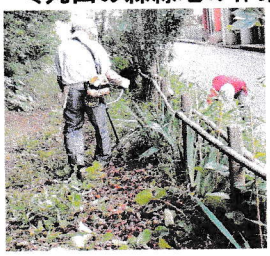

西道路草刈り

学生ボランティアによるボタンクサギの駆除

遊歩道近くの笹切り作業

エコカレッジから3名夏のボランティア体験2名の参加

クヌギの樹液に集まるカブトムシ・クワガタ

第1号・第2号議案（つづき）

令和7年度決算　報告書　　及び　　令和8年度予算（案）　金額単位：円

（令和7年4月1日至令和8年3月31日）　　（令和8年4月1日至令和9年3月31日）

令和7年度決算　報告書

	項目	予算	実績	予算差	備考
収入の部	前年度繰越金	143,972	143,972	0	
	会費	58,500	57,750	△ 750	
	寄付金	20,000	45,610	25,610	
	受取保険料/預金利子	0	250	250	
	森の清掃費	384,000	404,000	20,000	ハッピーサタデー協力費 20,000
	公募型支援事業費		50,023		6年度33,000円,7年度17,023円の合計（6年度の93円は基金会計へ）
	基金会計からの繰入金	50,000	50,000	0	
	合計	656,472	751,605	95,133	

	項目	予算	実績	予算差	備考
支出の部	会報作成費	170,000	177,512	7,512	40周年記念誌作成代 58,190円
	郵送料	40,000	30,955	△ 9,045	手渡し等により郵送料を節約したため
	森の管理費（丸山）	100,000	76,992	△ 23,008	機器・設備購入がなかった等のため
	森の管理費（藤原）	150,000	190,990	40,990	機器（チェーンソー）購入等のため
	文房具費	40,000	21,969	△ 18,031	
	支払保険料	11,000	14,000	3,000	
	交通費	15,000	14,000	△ 1,000	
	関係団体協力費	3,000	8,770	5,770	
	公募型支援事業経費	2,000	21,325	19,325	報償費・印刷費・保険料他
	会議費	45,000	42,320	△ 2,680	
	雑費	30,000	15,697	△ 14,303	
	印刷機使用料	5,000	850	△ 4,150	
	公民館使用料	8,000	7,520	△ 480	
	基金会計への繰入金	0	0	0	
	次月度繰越金	37,472	128,705	91,233	
	合計	656,472	751,605	95,133	

令和8年度　予算（案）

	項目	予算	備考
収入の部	前年度繰越金	128,705	
	会費	55,000	
	寄付金	40,000	
	受取保険料/預金利子	250	
	森の清掃費	394,000	ハッピーサタデー協力費10,000
	公募型支援事業費	20,300	
	基金会計からの繰入金	0	
	合計	638,255	

	項目	予算	備考
支出の部	会報作成費	120,000	
	郵送料	32,000	
	森の管理費（丸山）	100,000	
	森の管理費（藤原）	150,000	
	文房具費	30,000	
	支払保険料	15,000	
	交通費	15,000	
	関係団体協力費	5,000	環境フェアーへの協力金
	公募型支援事業経費	25,000	
	会議費	45,000	
	雑費	20,000	
	印刷機使用料	2,000	
	公民館使用料	8,000	
	基金会計への繰入金	0	
	次年度繰越金	71,255	
	合計	638,255	

＜令和7年度基金会計の決算報告＞

令和7年度基金会計決算報告	
項目	金額（円）
① 前年度繰越金	520,983
② 預金利息	949
③ 一般会計からの繰入金	93
④ 一般会計への繰入金	-50000
残額	472,025

＜令和8年度基金会計の予算（案）＞

令和8年度基金会計予算（案）	
項目	金額（円）
① 前年度繰越金	472,025
② 預金利息	949
③ 一般会計からの繰入金	0
④ 一般会計への繰入金	0
残額	472,974

令和7年度　会計監査報告

決算書に基づいて会計監査を実施、いずれも正確であり、適正な会計処理をされていることを報告します。

令和8年4月1日

会計監査　濱口　祐子　㊞

会計監査　越川　孝衣　㊞

第1号・第2号議案（つづき）

2. 一般事業報告 （令和7年度実績と令和8年度計画案）

1. 自然観察会報告（令和7年度実績と令和8年度計画案）

年	月	内　容	場 所	参加者数	令和8年度計画
7	4月16日 （水）	市川市里見公園	市川市	5	7月を除く毎月1回実施
	5月14日 （水）	葛西臨海公園探鳥会	東京都	4	
	6月12日 （水）	雨天中止			
	7月	休み			
	8月13日 （水）	谷津干潟探鳥会	習志野市	4	
	9月17日 （水）	市川大町自然観察園	市川市	3	
	10月15日 （水）	松戸土手探鳥会	松戸市	3	
	11月12日 （水）	三番瀬探鳥会	船橋市	3	
	12月10日 （水）	葛西臨海公園探鳥会	東京都	3	
8	1月14日 （水）	市川大町自然観察園	市川市	6	
	2月11日 （水）	雨天中止			
	3月11日 （水）	三番瀬探鳥会	船橋市	3	

2. 一般事業報告 （令和7年度実績と令和8年度計画案）

	令和7年度一般事業報告				令和8年度一般事業計画
	項　目	場　所	実行日	のべ参加者数	
1	自然観察会の実施	周辺の6地区	年間9回実施	34名	毎月1回実施（7月は除く）
2	海老川調整池の鳥の観察	海老川周辺	実施せず。工事による環境変化により観察が難しくなったため	－	中止
3	講師：平栗瑞枝さんによる自然観察会	丸山の森緑地（5月のみ） 藤原市民の森緑地	5月24日（土）* 10月25日（土）	5月24日29名 10月25日19名	5月23日*、10月に実施予定
4	船橋環境フェアーに参加	船橋三番瀬環境学習館	6月14日（土）	5名	6月20日（土）
5	「夏のボランティア体験」のボランティア受け入れ	丸山の森緑地 藤原市民の森緑地	6月～11月	丸山9名 藤原13名 計22名	令和8年度参加
6	エコカレッジからのボランティア受け入れ	丸山の森緑地 藤原市民の森緑地	5月～11月	丸山12名 藤原14名 計26名	令和8年度参加
7	法典地区文化祭に参加	丸山公民館 法典公民館	10月18日（土） 10月19日（日）	3名 3名	令和8年度参加（法典公民館のみ）
8	丸山公民館「ﾊｯﾋﾟｰｻﾀﾃﾞｰ」に協力	丸山の森緑地	11月8日（土）	会員2名、子供6名	館改築のため中止
	法典公民館「ﾊｯﾋﾟｰｻﾀﾃﾞｰ」に協力	藤原市民の森緑地	11月8日（土）	会員7名、子供9名	11月14日（土）

＊船橋市市民公益活動公募型支援事業

3. 会の運営・広報に関連する活動（令和年7度実績と令和8年度計画案）

	令和7年度　会の運営・広報に関する活動報告				令和8年度活動計画
	項　目	場　所	実行日	会員参加者数	
1	令和7年度定期総会	丸山公民館	4月20日（日）開催	委任状を含め32名出席	令和8年4月19日（日）
2	役員（幹事）会	丸山公民館	毎月最終木曜日	毎月7名前後	令和8年度継続
3	会報作成・発送業務 創立40周年記念誌発行	丸山公民館	毎月最終木曜日 5月29日記念誌発行	毎月7名前後	令和8年度継続
4	会報配達ボランティア	・市役所32部署 ・丸山地区の会員 ・丸山の森周辺の人	毎月会報発送日	毎月5名前後	令和8年度継続
5	会報編集会議	丸山の森緑地	毎月第3土曜日	毎月5名前後	令和8年度継続

（第１５号様式）

令和７年　８月　８日

収 支 決 算 （精 算） 書

船　橋　市　長　あて

所　在　地　[redacted]

団　体　名　丸山サンクチュアリ

代 表 者 名　図司　静江

事業名称　大切な市民の森を皆で守り育てよう！！

【収入】　細　目	金額（円）	備考（積算内訳等）
市支援金 （交付決定通知書に記された支援金額の範囲内）	１７，０２３	
本支援金事業の実施に伴う収益	０	
団体による自己負担	４，２５６	
その他（　　）		
収入合計額（Ａ）	２１，２７９	

【支出】　費　目	支援対象経費額（円）	事業実績額（円）	備考（積算内訳、領収証番号等）
報償費	１５，０００	１５，０００	平栗瑞枝先生講師謝礼①
消耗品費及び 原材料費	１，０００	３２９	②、③
印刷製本費	１１，０００	４，４５５	⑤
通信費			
保険料	１，０００	１，０００	⑥
使用料	１，０００	４９５	④
その他これらに 類する経費			
支出合計額（Ｂ）	２９，０００	２１，２７９	収入合計額（Ａ）＝支出合計額（Ｂ）

※領収証には必ず番号を付し、本書の費目と一致するようにしてください

添付書類

(1) 船橋市市民公益活動公募型支援事業実施結果報告書（第１６号様式）

(2) 本支援金事業の実施内容がわかる資料（任意様式）

（第１６号様式）

船橋市市民公益活動公募型支援事業　実施結果報告書

支援金の申込区分	（Ⅰ型）・　Ⅱ型　　（同一事業として　２年目）
支援決定団体の名称	丸山サンクチュアリ
支援決定団体の所在地	[redacted]
代表者の氏名	図司　静江
事業名称	大切な市民の森を皆で守り育てよう！！
場　所	藤原市民の森緑地及び丸山の森緑地
期　間	令和７年　５月２４日から　令和７年　５月２４日まで
支援金実績額	１７，０２３　円 （本支援事業に係る支援対象経費総額　２１，２７９　　円）

実施内容 成果の概要	平成７年5月２４日（土）　春の自然観察会9：30～11：30 講師平栗瑞枝先生　【参加者】29名（男10名、女16名、子供3名） ☆当初こどもを対象として募集を行ったが応募者が少なかったため、一般に広げて追加募集した。 ☆こどもたちには観察カードを配り観察した花や虫などを記録できるように配慮した。藤原市民の森緑地と丸山の森緑地を回り多くの花・木・鳥についてその漢字名・由来・効能などの興味深い話を教えていただいた。また、昆虫についてもナナフシやヨコヅナサシガメなどを見つけ子供たちにとって貴重な経験ができたと思う。
中期的目標 の実現に 向けた取組み ※目指す団体としての将来像に向けて実施した取組みや今後の取組みについて記入してください	昨年度の中期的目標に SNS の活用により若い方々のボランティア参加を促進するとしていたが、令和７年３月よりフェイスブックを立ち上げ広く我々の活動が知られるように取り組んでいる。

実施項目 ※事業実施内容を時系列で記入してください	令和７年４月チラシ印刷 令和７年４月近隣の小学校４校、３公民館、４図書館にチラシ配架依頼 令和７年５月１日広報ふなばしに「こども自然観察会」の案内掲示 令和７年５月９日時点で子供の応募は１名と低調のため市民協同課小山さんに相談して対象を大人にも拡大することで了解をいただく 令和７年５月１２日平栗先生と６名で下見会を実施 令和７年５月２４日　こども自然観察会実施
事業実施状況 ※活動状況のわかる写真を添付してください	 観察会の前に公民館で平栗先生による簡単なレクチャーがありました 平栗先生の説明に熱心に耳を傾ける子供達　観察カードも記入しています 虫好きのお母さんが見つけたナナフシを手にする子ども

（第2号様式）

収受
-8.4.1
市民協働課

船橋市市民公益活動公募型支援事業　支援金交付申請書

令和８年４月１日

船　橋　市　長　様

所　在　地　[redacted]

団　体　名　船橋市民ミュージカル・カンパニー

代 表 者 名　代表　佐孝　康夫

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援の決定のあった事業について、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

事業名称	歌って踊って演技しよう！　初めての「ミュージカル」体験
支援金交付申請額	169,110円（支援率　50%）

支援対象経費内訳（選考結果通知書に示された費目に対する金額の範囲内）

費　目（主な内容）	金額（円）
報償費（　講師謝礼　）	240,000
消耗品費及び原材料費（印刷用紙、名札、舞台衣装等　）	35,660
印刷製本費（開催PRポスター、チラシ、台本印刷等　）	20,000
通信費（郵便料金　）	10,800
保険料（レクリエーション障害保険　）	11,760
使用料（公民館使用料　）	20,000
その他これらに類する経費（　）	
合　計	338,220

上記の金額は（税込額・~~税抜額~~）である。

※　消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

①　　支援金交付申請額の算定

☐　　消費税額を支援対象経費に含めないで支援金交付申請額を算定
☑　消費税額を支援対象経費に含めて支援金交付申請額を算定 ※　確定申告により仕入税額控除した消費税に係る支援金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返金額０円の場合も含む）。

②　①で「消費税を支援対象経費に含めて支援金交付申請額を算定」を選択した理由

☑　免税事業者である
☐　簡易課税事業者である
☐　消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える
☐　その他 （　　）

令 和 8 年 度 事 業 計 画 書 及 び 予 算 書

《 事 業 計 画 》

1.　　事　業（○○大会、◇◇発表会、公民館文化祭参加等）

月	内　　容	備　　考
4 月	総会	
6 月	初心者向けミュージカルワークショップ （法田公民館）	市民公益活動公募型支援事業Ⅱ型
9 月	初心者向けミュージカルワークショップ （二和公民館）	市民公益活動公募型支援事業Ⅱ型
10～2 月	土曜日、日曜日定例会（稽古）	
3 月	第 3 回ミュージカル自主公演 （宮本公民館）	

2.　活動日

定例会：　ワークショップ及び稽古期間の土曜日、日曜日

場　所：　法田公民館、二和公民館、宮本公民館

内　容：　演技、ダンス、歌唱の稽古

《 予 算 書 》

収　　入		支　　出	
摘　　要	金　　額（円）	摘　　要	金　　額（円）
前年度繰越金	167,245	講師謝礼 10,000 円×8 回×3 名	240,000
市民公益活動公募型支援事業Ⅱ型支援金	169,110	施設使用料	130,000
		消耗品費	60,000
ワークショップ参加費 （200 円×40 人）	8,000	傷害保険料	15,000
		衣装代	80,000
		通信費	15,000
寄付金	300,000	予備費	104,355
合　　計	644,355	合　　計	644,355

令 和 7 年度 事 業 報 告 書 及 び 決 算 書

《 事 業 報 告 》

活動日と他の事業も含めて期日、場所、内容等を記入してください。

期　日	内　　容	場　　所	備　　考
4月31日	総会	団体事務所	
5月11,18,25 ～6月1日	初心者向けミュージカルワークショップ開催（全4回）	中央公民館	市民公益活動公募型支援事業Ⅱ型
8月3,10,17 ～24日	初心者向け夏休みミュージカルワークショップ開催（全4回）	宮本公民館	市民公益活動公募型支援事業Ⅱ型
9月～2月	土曜日、日曜日定例会（稽古）	中央公民館 宮本公民館	
11月1日	第46回中央公民館文化祭参加	中央公民館	
1月31日	第17回ふなばし市民活動フェア参加	きららホール	
2月22日	第2回ミュージカル公演「走れメロス」上演（2回公演）	宮本公民館	

《 決 算 書 》

収　　入		支　　出	
摘　　要	金　　額（円）	摘　　要	金　　額（円）
前年度繰越金	193,076	講師謝礼 10,000円×8回×3名	240,000
市民公益活動公募型支援事業Ⅱ型支援金	162,844	施設使用料	121,735
		消耗品費	46,256
ワークショップ参加費 （200円×34人）	6,800	傷害保険料	12,944
		衣装代	74,540
寄付金	300,000	次年度繰越金	167,245
合　　計	662,720	合　　計	662,720

（第１５号様式）

令和 7 年　9 月　24 日

収 支 決 算 （精 算） 書

船　橋　市　長　殿

所　在　地　[redacted]

団　体　名　船橋市民ミュージカル・カンパニー

代 表 者 名　　佐孝康夫

事業名称　　歌って踊って演技しよう！　初めての「ミュージカル」体験

【収入】　細　目		金額（円）	備考（積算内訳等）
市支援金 （交付決定通知書に記された支援金額の範囲内）		162, 844	
本支援金事業の実施に伴う収益		6, 800	参加費（大人）200 円×34 名
団体による自己負担		101, 763	
その他（　　）			
収入合計額（Ａ）		271, 407	
【支出】　費　目	支援対象経費額（円）	事業実績額（円）	備考（積算内訳、領収証番号等）
報償費	240, 000	240, 000	①～⑥講師謝礼(3 名×4 回×2 館) ⑦⑧源泉徴収
消耗品費及び 原材料費	3, 800	1, 940	⑨～⑭ポスター用フィルム クリアポケット、名札、糊 コピー紙、封筒
印刷製本費	2, 800	10, 254	⑮～㊴ポスター、台本、楽譜 プリントアウト、印刷、コピー ㊵㊶チラシ、カラー印刷
通信費	0	0	
保険料	12, 480	8, 428	㊷㊸レクリエーション傷害保険 （49 円×172 名）
使用料	40, 000	10, 785	㊹～㊼公民館施設使用料
その他これらに 類する経費	0	0	
支出合計額（Ｂ）	299, 080	271, 407	収入合計額（Ａ）＝支出合計額（Ｂ）

※領収証には必ず番号を付し、本書の費目と一致するようにしてください

添付書類

(1) 船橋市市民公益活動公募型支援事業実施結果報告書（第１６号様式）

(2) 本支援金事業の実施内容がわかる資料（任意様式）

（第１６号様式）

船橋市市民公益活動公募型支援事業　実施結果報告書

支援金の申込区分	Ⅱ型　　（同一事業として　　1年目）
支援決定団体の名称	船橋市民ミュージカル・カンパニー
支援決定団体の所在地	[redacted]
代表者の氏名	佐孝康夫
事業名称	歌って踊って演技しよう！　初めての「ミュージカル」体験
場　所	5月船橋市中央公民館、8月宮本公民館
期　間	令和7年　4月　1日から　令和7年　9月 23日まで
支援金実績額	162,844円 （本支援事業に係る支援対象経費総額　　271,407円）
実施内容 成果の概要	専門講師を招き、ミュージカルに必要な演技・歌唱・ダンスの基礎を学びながら15分程の舞台作品を創り上げる全4回（4日、各2時間程)のワークショップ。市内2公民館で開催。5月中央公民館初日21名、2日目16名、3日目18名、4日目17名参加。8月宮本公民館初日19名、2日目20名、3日目22名、4日目20名参加。延べ153名参加（子ども21名、大人132名）ワークショップ題材として「不思議なアヒルの子」（アンデルセン原作 みにくいアヒルの子）を参加者全員でミュージカル作品に作り上げることにより「自己発見と成長」という原作のテーマを学ぶことが出来、最終日に発表会を行うことによって「自分を表現する喜び」「達成感」「自己肯定感」が高められた。また小学2年生から80代高齢者までが目標に向け共に稽古をすることで、世代を超えた交流、協調性、社会性が養われた。
中期的目標 の実現に 向けた取組み ※目指す団体としての将来像に向けて実施した取組みや今後の取組みについて記入してください	当初はワークショップ参加費は全員無料と考えていたが審査会の意見を踏まえ、大人からは参加費（200円）を徴収することとした。子どもの参加が1割にとどまり目標の3割以上に届かなかった点を検討、改善し、次年度以降も市内各公民館でのミュージカルワークショップを開催したい。そして地域の方々に気軽にご参加いただき、ミュージカルを通して地域の活性化を図り、地域全体で協力し合う豊かな地域共生社会づくりを目指します。

実施項目 ※事業実施内容を時系列で記入してください	令和７年４月　テキスト＆台本作成、オリジナル楽曲作詞作曲編曲、ダンス振付。チラシ・ポスター作成。チラシを船橋小学校（3～6 年生全員配布）船橋中学校演劇部配布、公民館、図書館配架。ポスター掲示。ホームページにて参加募集。 5/11、18、25、6/1　中央公民館にてミュージカルワークショップ開催。 ６月　実施内容の検証、改善点検討。広報「けいじ版」掲載。チラシ・ポスター作成。 ７月　チラシを宮本小学校（3～6 年生全員配布）宮本中学校演劇部、船橋高等学校演劇部配布、公民館、図書館配架。ポスター掲示。ホームページにて参加募集。 8/3、10，17、24　宮本公民館にてミュージカルワークショップ開催。 ９月　事業成果の検証、次年度以降の事業実施を検討。
事業実施状況 ※活動状況のわかる写真を添付してください	添付画像① 令和７年５月 11 日レッスン 添付画像② 令和７年８月 24 日発表会

（様式）

船橋市
収受
-8.4.1
市民協働課

船橋市市民公益活動公募型支援事業　支援金交付申請書

令和８年４月１日

船　橋　市　長　あて

所　在　地　[redacted]

団　体　名　船橋古文書の会

代表者名　会長・井上　正道

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援の決定のあった事業について、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

事業名称	船橋市郷土資料館所蔵の未解読古文書の翻刻刊行事業
支援金交付申請額	100,000　円（費用対象額合計 151,700 円×支援率 65.9%）

支援対象経費内訳（選考結果通知書に示された費目に対する金額の範囲内）

費　目（主な内容）	金額（円）
報償費（講師に対する謝礼）	25,000
消耗品費及び原材料費（資料印刷代, 資料記録保存媒体, ﾎﾟｽﾀｰ代　）	20,400
印刷製本費（印刷製本代）	80,000
通信費（製本の市内公共施設送料）	2,320
保険料（イベント保険）	5,000
使用料（説明会会場費、翻刻校正作業会場費）	18,980
その他これらに類する経費（　　）	
合　計	151,700

上記の金額は（税込額・税抜額）である。

※　消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

①　　支援金交付申請額の算定

□　消費税額を支援対象経費に含めないで支援金交付申請額を算定
☑　消費税額を支援対象経費に含めて支援金交付申請額を算定 ※　確定申告により仕入税額控除した消費税に係る支援金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返金額０円の場合も含む）。

②　①で「消費税を支援対象経費に含めて支援金交付申請額を算定」を選択した理由

☑　免税事業者である
□　簡易課税事業者である
□　消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える
□　その他 （　　）

(議案 1) 令和 7 年度活動報告

1. 例会の実施状況—講師による講義(計 7 回、参加平均 43 名)

	講師名	テーマ＆教材	実施日
1	手倉森さん①	【太政官定】安川家文書(郷土資料館寄託文書)	6 月～8 月、計 3 回
2	久保さん	【吉田藩江戸藩邸日記】(豊橋美術博物館蔵)	10 月～12 月、計 3 回
3	手倉森さん②	【隆政録】(新潟県立図書館蔵)	3 月～5 月を予定
		越後府の史料を読む	

2. 勉強会の実施状況—会員相互の輪読会(計 16 回、参加平均 44 名)

	テーマ＆教材		実施日＆参加人数
1	【幕府新令 1】国立公文書館蔵 【関東鰯網来由記】西図書館蔵： 【御用雑記(慶応 4 年)】 郷土資料館寄託文書	R 6 年 5 月～R7 年 4 月 R7 年 5 月～6 月 R7 年 7 月～	**開催日**：毎月第 2 土曜日及び例会の無い第 4 土曜日
2	8 月より、勉強会に司会制を導入しました		

3. オンライン役員会の実施状況

・ZOOM を使ったオンライン役員会を偶数月の第一土曜日を基本に実施しました。(計 5 回)

4. 巡見会の実施状況

日時＆参加人員	10 月 4 日(土)9：00～17：00、26 名参加
巡見場所	「関東鰯網」及び南総里見氏に関係する館山方面を巡見 館山渚の博物館・館山市立博物館・館山城・道の駅・枇杷倶楽部など ※館山市立博物館学芸係長宮坂さんに鰯漁に関し講演をして頂きました
費用総額(186,152 円)※1 に対し、会員参加費(78,000 円)、会財政から差引(108,152 円)の補助。期首の補助予算(100,000 円)より 8,152 円増、ほぼ予算通りでした。 ※1)バス代(高速代・駐車料含む)・下見費用・入館料・保険料・資料印刷費等。		

5. 広報活動の実施状況

	広報方法	実施状況
1	市民力発見サイト (マイページ)	平成 27 年 11 月開設、定例会後に 2 回/月定期的に更新。他に会員募集など随時情報発信。
2	ホームページ	平成 30 年 12 月開設、定例会後を基本に定期的に更新 ①一般向け情報発信 ②会員への情報発信(定例会の動画掲載・史資料掲載、欠席等連絡フォームなど)
3	ポスター・チラシ	薬円台公民館にポスター掲示と配布用チラシ備置。

6. 懇親会等

7 月 26 日、12 月 27 日の夏冬 2 回、新講師の歓迎会を兼ねて開催、参加者は 29 名、26 名。

7. 新人教育の実施状況

各コースの内容	実施日		
1. 入門コース１変体仮名の音読中心のコース、	定例会前後に開催		
2. 入門コース２変体仮名・漢字混じりのコース		受講中	修了者
3. 入門コース１に新講師を加え交替制としました。	入門	６人	５人
4. 基礎コース各種文書の解読解釈コース	基礎	５人	５人

8. 既読文書のデータ化

平成 24 年以降の既読文書をデータ化(自学用教材貸出)	引続きデータ化を継続

9. 船橋市郷土資料館未解読文書の翻刻刊行化事業(以下、KSPJ 事業という)について

【KSPJ 事業の目的】

①地域貢献活動の一環として、郷土資料館収蔵近世史料の内未解読史料を解読・翻刻

②翻刻した成果を、史料集刊行・説明会を通して船橋市民へ公開・還元

③翻刻事業成果を活用して会の古文書学習に貢献

【船橋市市民公益活動公募型支援事業(Ｉ型事業)】として承認されました。

事業名：「船橋市郷土資料館収蔵の未解読古文書の翻刻刊行事業」

事業期間；令和８年４月～令和９年３月

支援金額：10 万円

事業継続期間：令和８年度～令和 10 年度の３年間、支援金額は次年度以降減額

【KSPJ の進捗状況と今後の予定】

・翻刻対象史料：慶応４年～明治２年の史料を中心に翻刻

・KSPJ メンバー：10 名、定例会：第４土曜日、レビュー会：第１土曜日・第２土曜日

・10 月までに第１回目翻刻作業・刊行物化作業を完了。来年１月に史料集初号を刊行予定

・来年１月、一般説明会を開催予定

(議案 2)　令和７年度収支報告　　別紙　添付資料１参照

(議案 3)　会計監査報告　　別紙　添付資料１参照

(議案 4)　令和８年度活動計画(案)

1. 例　会：引続き手倉森・久保両講師に依頼予定

・両講師の研究課題の中から公開可能な史料を教材に選択

※令和８年度も第４土曜日を基本に開催予定

2. 勉強会：輪読方式を継続

対象文書：『御用雑記(慶応四年)』安川家文書の残り

次期文書：『上水記』国立公文書館蔵

※令和７年度も第２土曜日を基本に開催予定

例会の無い場合は第４土曜日も開催予定

※引続き司会制を実施予定

※勉強会の運営方法の改善をはかる

3. オンライン役員会の実施(原則：偶数月第一土曜日開催予定)
4. 会員募集：予定定員に達するまで募集を継続予定
5. 巡見会：判読中の古文書に関わる史跡などの見学を 10～11 月に実施
6. KSPJ 事業：支援事業として本格的活動をはかる
7. 広　報：各種広報方法で引き続き実施。
8. 懇親会：前年同様に夏冬を考慮して開催を企画
9. 新人教育：入門・基礎コースとして引き続き実施

   更に新規講師登用により新人教育ローテーション体制を整える

   基礎コースの講義形式の改善をはかる
10. データ化：引き続き既読文書を電子化し、教材として貸出実施

以上

添付資料1

（議案2）　令和7年度収支報告

一般会計　　令和8年3月31日

	項　目	予　算	実　績	増　減	備　考
収入の部	前年度繰越金①	136,546	136,546	0	
	(会費収入)				当初：51名×(9000円)
	前期末在籍会員分	459,000	414,000	▲ 45,000	実績：46名×(9000円)
	期中退会者分		22,500	22,500	退会5名分(前半期分4500円×5名)
	期中入会・復帰者分	13,500	27,000	13,500	新入会員6名、復帰1名、計7名
	古文書講座支援金			0	
	その他収入			0	巡見会参加費は同支出を減額表示
	小　計②	472,500	463,500	▲ 9,000	
支出の部	講師謝礼	170,000	105,000	▲ 65,000	講師10回分→7回、講師謝礼減
	施設利用料	100,000	86,660	▲ 13,340	公民館での開催増による減額
	資料印刷費	35,000	30,932	▲ 4,068	KSPJの支出分を区分
	文具・用紙代	24,000	14,721	▲ 9,279	KSPJの支出分を区分
	通信費	10,000	1,450	▲ 8,550	KSPJの支出分を区分
	交通費	15,000	8,498	▲ 6,502	KSPJの支出分を区分
	KSPJ事業支出金	0	18,617	18,617	印刷通信交通費関係などを計上
	予備費(巡見会支出金)	100,000	108,152	8,152	バス代・印刷費など
	懇親会補助	40,000	57,450	17,450	懇親会補助金の増
	小　計③	494,000	431,480	▲ 62,520	
	収支②-③	▲ 21,500	32,020	53,520	単年度収支が黒字化
	次期繰越金①+②-③	115,046	168,566	53,520	

令和8年3月31日　　会長　井上 正道

会計　木下 芳夫

（議案3）

会計監査報告書

令和7年度 の会計監査にあたり、収入・支出に伴う関係書類・証憑等を監査した結果、いずれも適正に処理されており、上記の通り相違ないことと認めます。

以上

令和8年3月31日

会計監査　山下万柚子　印

（　　）

(議案 5)　令和 8 年度収支計画(案)

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
前年度繰越金①	168,566	講師謝礼(6回)	90,000
継続会員会費	423,000	施設使用料	100,000
(9000円×47名)		資料印刷代	35,000
新規会員会費	22,500	文具・用紙代	15,000
(4500円×5名)		通信費	5,000
その他収入		交通費	10,000
		古文書講座支出金	
		巡見会・懇親会等補助金	140,000
		古文書講座等準備繰入	
		KSP事業支出金	151,700
収入小計②	445,500	支出小計①	546,700
		次期繰越金②	67,366
合計①+②	614,066	合計①+②	614,066

※KSPJ 事業の支援金支払いは令和 9 年度となるため、今年度は支出金のみ計上

(議案 6)　令和 8 年度役員改選

(参考)令和 7 年度役員					
1	会長＆庶務・教育担当 (教育講師) KSPJ	井上正道	9	行事担当(巡見会・懇親会) KSPJ	谷山雅生
2	副会長＆行事担当 (教育講師)KSPJ	紀野和夫	10 11	会場担当、司会担当 会場担当、司会担当	◎阿部基弘 福岡　泰
3 4	会計担当 会計補佐＆女性担当	木下芳夫 蜂巣良子	12	広報担当　(兼)行事担当 KSPJ	西村修一
5	会計監査、KSPJ	山下万柚子	13	例会担当、KSPJ	岩永明寛
6	HP 担当、(教育講師)	水垣清志	14	各担当支援(当面、女性担当支援) (教育講師)	官野ちよ子
7 8	資料担当(兼)貸 USB 担当 資料担当、KSPJ	◎小出公平 守矢健次郎			

以上

（第3号様式）

船橋市
収受
-8.4.1
市民活動課

船橋市市民公益活動公募型支援事業　支援金交付申請書

令和８年４月１日

船　橋　市　長　あて

所　在　地　[redacted]

団　体　名　塚田のコックさん合唱団

代 表 者 名　団長　山本　正夫

船橋市市民公益活動公募型支援事業として支援の決定のあった事業について、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

事業名称	地域社会の文化・福祉向上事業　～高齢者合唱団による演奏で、みんなに生きがいと元気を～
支援金交付申請額	119,400円（支援率　60.0　%）

支援対象経費内訳（選考結果通知書に示された費目に対する金額の範囲内）

費　目（ 主な内容 ）	金額（円）
報償費（指揮者、ピアノ伴奏者）	189,000
消耗品費及び原材料費（　　）	
印刷製本費（　　）	10,000
通信費（　　）	
保険料（　　）	
使用料（　　）	
その他これらに類する経費（　　）	
合　計	199,000

上記の金額は（税込額）である。

※　消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

①　　支援金交付申請額の算定

□　消費税額を支援対象経費に含めないで支援金交付申請額を算定
☑　消費税額を支援対象経費に含めて支援金交付申請額を算定 ※　確定申告により仕入税額控除した消費税に係る支援金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返金額０円の場合も含む）。

②　①で「消費税を支援対象経費に含めて支援金交付申請額を算定」を選択した理由

☑　免税事業者である
□　簡易課税事業者である
□　消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える
□　その他 （　　）

2026年3月16日

「塚田のコックさん合唱団」2026年度事業計画・ 収支予算

自 2026年4月1日　　至 2027年3月31日

事業計画

1. 練習活動
   ①定例練習：毎月、第1，2，3，4月曜日の午前（9時10分から11時45分）実施する
   ②船橋市公益活動公募型支援事業の認定9事業を推進する
   ③シニアコーラス東京フェステバルに参加する
   ④第7回コンサート開催を検討する

2. 公式活動及びボランティア活動（出前コーラス、行事参加等）

月	内容	備考
4月	定時総会	年度事業・会計報告及び計画予算等
随時	ボランティア・コーラス活動	福祉施設、各種音楽祭、学校での福祉教育事業参加
12月	合唱連盟合同発表会等に参加	合唱祭、合唱講習会、千人の音楽祭等
2月	シニアコーラスコンクールに参加	シニアコーラス東京フェステバルに参加

収支予算

	収　　入		支　　出		
科　　目	2025年度決算	2026年度予算	科　　目	2025年度決算	2026年度予算
前期繰越金	75,029	65,083	会議費	46,821	20,000
会費	1,276,000	1,296,000	消耗品費	30,405	20,000
雑収入	476,354	19,517	印刷製本費	42,570	25,000
公募型支援		119,400	講師謝礼	1,203,000	1,230,000
			通信運搬費	4,844	20,000
			合唱連盟会費	15,600	16,000
			会場使用料	46,240	20,000
			コンサート積立	350,000	50,000
			その他費用	22,820	30,000
			次期繰越金	65,083	69,000
合　　計	1,827,383	1,500,000	合　　計	1,827,383	1,500,000

収入の部：
・会費は団員27名で計上した。
・雑収入は変動収入のため、数値補正として計上した。

支出の部：
・講師謝礼

	定例練習	合唱祭	合宿	出前	シニアコーラス	中元・歳暮	計
櫻井先生	1,5000×3回×12カ月 540,000円	20,000円	45,000円	9回 135,000円	20,000円	10,000円	770,000円
山本先生	5,000×1回×12カ月 60,000円 技術料：5,000×12カ月 60,000円					10,000円	130,000円
篠塚先生	5,000円×4回×12カ月 240,000円	10,000円	15,000円	9回 45,000円	10,000円	10,000円	330,000円
合計	900,000円	30,000円	60,000円	180,000円	30,000円	30,000円	1,230,000円

令和８年３月 16 日（月）

「船橋市市民公益活動公募型支援事業」

令和８年度（2026）共催事業実施確認書

（ 自 2026 年4月1日　至 2027 年3月31日 ）

塚田のコックさん合唱団　団長 山本 正夫

開催月	令和８年度共催事業予定	担当者	共催事業実施確認	確 認 担当
４月	新規事業 4/6 法典地区社会福祉協議会 はつらつサロン	東	共催事業実施確認済み	東
５月				
６月	塚田地区社会福祉協議会ミニデイ	泉	共催事業実施確認済み	泉
６月	イトーピアふれあいサロン	山本	共催事業実施確認済み	山本
７月	船橋ケアーセンターそよ風	瀬賀	共催事業実施確認済み	瀬賀
8 月				
9 月				
10 月				
11 月	前原地区社会福祉協議会 地域交流講座	竹中	共催事業実施確認済み	竹中
12 月	法典公民館寿大学クリスマス会	山本	共催事業実施確認済み	山本
2027 1 月				
2 月	本中山社会福祉協議会ミニデイ	高久	共催事業実施確認済み	高久
2 月	薬円台社会福祉協議会 合同ふれあいサロン	星	共催事業実施確認済み	星
3 月	葛飾地区社会福祉協議会ミニデイ	赤松	共催事業実施確認済み	赤松

2026 年 03 月 16 日

2025（令和7）年度活動報告（自 2025 年 4 月 1 日　至 2026 年 3 月 31 日）

活動概要

・本年度は第6回コンサート（初有料化）から始まり、出前9件、合宿、イベント、コンクール等多岐にわたり活動が出来た。そして、「船橋市市民公益活動公募型支援事業」に応募し、「高齢者に勇気を与える活動」が評価採択された。来年度8件の出前が「支援対象経費補助事業」として認定され、今後3年間の市からの活動支援に道筋がついた。

・団員数確保の施策として「入会案内書」を各出前やイベントで配布 PR し、また各団員の友人知人への働きかけもあり、二人減をカバーする団員数が確保出来た。過去の経緯を見ると、コンサート後に入団されるケースが顕著である。来年度が定期コンサートの開催年であるが、船橋市民文化ホールが改修中であり、開催会場の確保に問題が残っている。

・指導者について、11 月に前ピアニストの山本順子さんが指導助手に、篠塚理恵子さんがピアニストに就任され、パート練習も含め更に練習環境が整った。

・今後の出前の課題は、運転免許返納など機動力低下も考慮した出前先選択が必要となる。

活動内容

年	月	日	曜日	イベント名	担当者	団員	TEL・出演回数
R7	4	19	土	第6回コンサート　市民文化ホール　初有料化			
				聴衆824（指定席617　自由席207）PM2:00～16:00			出演第153回
R7	6	2	月	塚田地区社協ミニデイ　10:30～11:30	泉		090-4394-2198
				聴衆40名			154
R7	7	28	月	船橋ケアーセンターそよ風　PM2:00～3:00	瀬賀		047-411-0361
				聴衆60名　迎車2台（14名乗車）			155
R7	10	27	月	合宿　東京スポーツ文化館　27日～28日			03-3521-7321
R7	11	5	水	第34回いきいき芸能大会　きららホール	井上克子		070-5594-2551
				開場12:00　開演13:00～終演16:30　出演16:08～16:20			156
R7	11	18	火	前原地区社会福祉協議会東部公民館4階講堂	竹中・森嶋		047-471-8121
				地域交流講座合唱と講演 50名10:00～11:30公民館田中女史			157
R7	11	25	火	シニアコーラスTOKYOUフェスティバル			158
				東京オペラシティ大ホール　リハ14:49　合唱15:05～15:13			
R7	11	30	日	**第71回船橋市合唱祭　市民ホール**			159
R7	12	11	木	法典公民館寿大学　クリスマス会	山本		047-438-3203
				AM10:00～11:30　80名			160
2026年							
R8	2	7	土	第30回ふなばし音楽フェスティバル			
				三田ふれあいコンサート　三山市民センター	早川		047-477-2961
				150名　三田公民館主催　館長海老根			161
R8	2	24	火	薬円台地区社会福祉協議会　　担当 星　会長/秋葉 進			047-469-6118
				会場 薬円台公民館講堂 新京成薬円台駅から徒歩3分			162
				合同ふれあいサロン10：05～10：35　80名			
R8	2	26	木	本中山社会福祉協議会　AM10:40～11:40	和田		047-336-7011
				40名 ミニデイ　高久千也子会長	加藤		163
R8	3	11	水	いきいき同窓会櫻井先生講演会　200名	井上		047-464-8129
				勤労市民センターホール			164

以上

2026年3月16日

「塚田のコックさん合唱団2025年度収支決算書

自　2025年4月1日　　至　2026年3月31日

収入				支出			
科目	予算	決算	24年度実績	科目	予算	決算	24年度実績
前期繰越金	75,029	75,029	163,984	会議費	20,000	46,821	20,356
会費	1,248,000	1,276,000	1,273,000	消耗品費	20,000	30,405	23,448
雑収入	6,971	476,354	116,451	印刷製本費	25,000	42,570	26,205
				講師謝礼	1,060,000	1,203,000	1,125,000
				通信運搬費	20,000	4,844	6,420
				合唱連盟会費	16,000	15,600	15,400
				会場使用料	20,000	46,240	37,205
				その他費用	30,000	22,820	106,372
				コンサート積立・準備金	50,000	350,000	118,000
				次期繰越金	69,000	65,083	75,029
	1,330,000	1,827,383	1,553,435		1,330,000	1,827,383	1,553,435

	2025年4月	2025年5月	2025年8月	2026年4月
積立金		199,499(注1)	300,000(注2)	50,000
積立金累計	2,678	202,125	502,125	552,125

（注1）　　・第6回コンサート余剰金の積立て

（注2）　　：　西村　貞夫氏より寄付

会員数　　2025年3月末　26名　2026年3月末　27名

増員内訳　新規入団　　:清水 治郎氏　石井 清秀氏　盤若 治孝氏

減員内訳　退団　　:西村 貞夫氏　鶴見　一義氏

2026年3月16日　　会計　　渋佐　常博

上記の決算は、適正に処理されていることを認めます。

2026年3月16日　　会計監査　久保　秀明

船橋市文化芸術活動支援補助金

募集要項

令和８年４月１日

船橋市教育委員会　文化課

内容

1. 船橋市文化芸術活動支援補助金について 2
2. 補助対象者 2
3. 受付期間等 2
4. 対象となる文化芸術の種類 3
5. 対象となる事業 3
6. 補助金の額 4
7. 補助対象経費 6
※旅費について 6
8. 補助対象外経費 7
9. 令和8年度の補助対象事業の予定数 8
10. 採択の条件 8
11. 申請から補助金交付までの流れ 9
12. 申込書提出から補助金交付までのフロー図 10
13. 申請時における提出書類 11
14. 選考について 11
15. QA 12
16. 記入例 15
17. 船橋市文化芸術活動支援補助金交付要綱 25
18. 注意事項 35
19. 問合せ 35

1. 船橋市文化芸術活動支援補助金について

船橋市の文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体又は個人の自主的な文化芸術活動を支援し、市民文化の創造と文化芸術活動の振興を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

継続的に文化芸術活動を行っている、または今後継続的に文化・芸術活動を行う者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものです。

個人	市内に在住又は在勤、在学している者
団体	市内に活動の本拠を有し、複数名で構成されその構成員の半数以上が市内に在住又は在勤、在学している団体

なお、以下のいずれかに該当する個人又は団体は申請を行うことはできません。

（1）政治・宗教活動を目的（これらを反対することを目的とするものも含む）としている個人又は団体

（2）暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者及びその統制下にある個人又は団体

（3）市税を滞納している個人又は団体

3. 受付期間等

受付期間	令和8年4月1日（水）午前9時～5月15日（金）午後5時（必着）
事業実施期間	**令和8年7月1日（水）**～令和9年3月31日（水）
提出先	船橋市教育委員会生涯学習部文化課

提出方法	船橋市オンライン申請システム(推奨)または郵送 1. オンライン申請 URL https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure-alias/bunkahojokin 二次元コード 2. 郵送 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所文化課 宛て ※文化課の窓口では、受付はできかねますので、ご注意ください。 ※オンライン申請システムでの提出にご協力をお願いします。

4. 対象となる文化芸術の種類

音楽、美術、写真、ダンス、演劇、メディア芸術、文楽、歌舞伎、落語、漫才、茶道、華道、書道、その他文化芸術事業です。

5. 対象となる事業

船橋市内で行われ、芸術の創造、鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を図るものであり、事業の実施の成果が市に広く波及することが見込まれる営利を目的としない事業であり、令和8年7月1日(水)～令和9年3月31日(水)までに実施し、完了する次の事業が、補助の対象となります。

ただし、船橋市民文化ホールが令和7年度から行っている工事による休館中に限り、市外の文化会館や文化ホール、劇場、音楽堂で開催する事業についても応募

が可能です。

(1) 文化芸術活動拡大事業	事業に関わる個人又は主催及び共催の団体の構成員や会員以外の者が出演、出品、鑑賞するなど、幅広い一般の市民の事業への参加が見込まれ、文化芸術活動の裾野の拡大に貢献する事業
(2) 育成事業	文化芸術活動をする人材を、2年以上継続的かつ段階的に育成又は支援をし、又は個人で2年以上継続的かつ段階的に活動し、文化芸術活動の活性化に資することが期待できる事業。なお、事業の一環として、必ず補助及び交付の決定がされた年度に発表の場を設けること。
(3) 大規模特別事業	内容、規模等において通例を凌ぐ大規模事業で、幅広い一般市民等の事業への参加と、多くの集客が見込まれ、参加及び鑑賞等の機会を一般市民等に広く提供するような、文化芸術の裾野の拡大に特に貢献する事業

【補助の対象とならない事業】
(1) 政治・宗教活動を目的(これらを反対することを目的とするものも含む)としている事業
(2) 暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者及びその統制下にある団体を利する事業
(3) 専らチャリティ等の慈善事業や文化祭その他の学内行事として行われるもの
(4) 事業の参加者(出演者・出品者等)が、事業に関わる者、または団体(主催者・共催者)の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象として行われるもの
(5) 事業に関わる者、または団体(主催者・共催者)の構成員や会員が支援対象事業と同一又は同一とみなされる別の事業を同一日及び同一場所又は同一とみなされる場所で開催している場合
(6) 国、県、市又はそれらの外郭団体が主催又は共催となっている事業
(7) 国、県、市又はそれらの外郭団体からの補助、助成、委託等を受けている事業
(8) その他補助対象事業とすることが適当でないと認められるもの

6. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額(千円未満切り捨て)です。ただし、補助上限額または自己負担金(補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から補

助事業の実施に伴う収入を差し引いた額)のいずれか低い額を限度とします。
　なお、文化芸術活動拡大事業及び育成事業は 30 万円を、大規模特別事業は 150 万円を補助上限額とします。

補助率	補助対象経費の 3 分の 2 以内(千円未満切り捨て)
補助上限額	⑴ 文化芸術活動拡大事業　30 万円 ⑵ 育成事業　30 万円 ⑶ 大規模特別事業　150 万円
補助金の額	次の各号のいずれか低いものとする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じた額 (2) 補助上限額 (3) 自己負担金(補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から補助事業の実施に伴う収入を差し引いた額。ただし、千円未満切り捨て。)

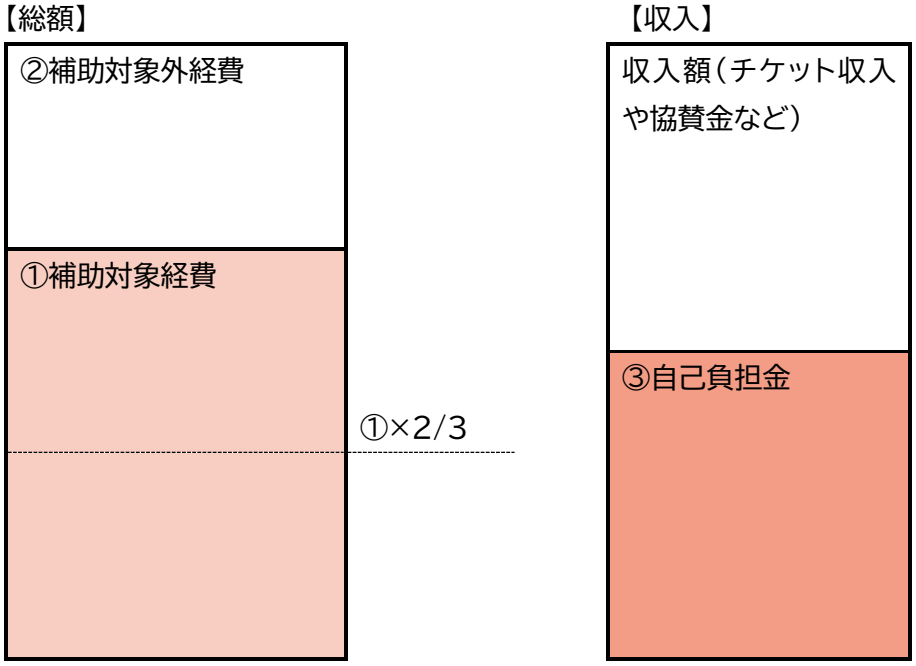

補助金の額は、上図①の補助対象経費の3分の2の額(千円未満切り捨て)です。
ただし、補助上限額(文化芸術活動拡大事業及び育成事業は 30 万円。大規模特別事業は 150 万円)または③の自己負担金のいずれか低い額を限度とします。

7. 補助対象経費

費目	主な内容
音楽・文芸・美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器及び楽譜借料、楽譜購入料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲及び編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術及び衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料　等
会場・舞台費	会場使用料（附帯設備を含む）、会場設営費及び撤去費、音響・照明費、道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら及びメイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費、映写機材費、看板制作費　等
印刷費	ポスター及びチラシ、プログラム、図録、チケット、入場整理券、台本等の印刷費 （無料配布するものに限る）
謝金・人件費	外部講師、審査員、運営スタッフ、会場整理員、原稿執筆等への謝礼 ただし、団体の構成員に係るものを除く
宣伝費	広告掲載料、入場券販売手数料等
記録費	録画費、録音費、写真費 （当該活動の成果として記録するものに限る）
通信費	案内状送付料等
保険費	イベントに係る保険
旅費	出演者及び講師等の交通費及び宿泊料 （事業当日に係るものに限る）
その他	その他市長が適当と認める経費

※旅費について

交通費	自宅最寄り駅（バス停含む）から用務地最寄り駅（バス停含む）まで、公共交通機関を利用した場合の最も経済的な金額であり、車やタクシーで来場した場合は対象外。
新幹線及び有料特急の利用	利用区間（営業キロ）が片道　50km　以上の場合に限る。なお、新幹線のグリーン車及びそれと同等又はそれ以上

	のものは利用不可。
飛行機	エコノミークラス（最も下位に位置するランクのある席）の利用とする。
宿泊費の上限	14,200 円／1泊
前泊・後泊の条件	用務初日に目的地へ出発し、用務最終日に目的地から帰着することが原則になるが、次の場合には、前泊または後泊の宿泊料を支給できる。 ● 用務初日に目的地へ出発しようとした場合に、自宅の最寄り駅（最寄りバス停は除く）からの乗車が午前6時以前になるとき。 ● 用務最終日に目的地から帰着しようとした場合に、自宅の最寄り駅（最寄りバス停は除く）への到着が午後11時以降になるとき。

8. 補助対象外経費

費目	主な内容
有償頒布作成費	有償頒布するプログラム・図録等作成経費
事業関係団体（主催者・共催者）の構成員や会員に支払う経費	
食糧費	弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費
会議費	打合せ等に係る会場使用料、資料作成費等
事前練習・準備費（育成事業は除く）	事業開催の前日よりも前に行うリハーサル・準備に係る経費等 ただし、公演当日及び前日の本番リハーサル、ゲネプロは補助対象とする。
賞金・賞品代	コンクール入賞賞金・賞品、花束・記念品代　等
交際費・接待費	講師等への手土産（お弁当や菓子折り）　等
駐車代	
振込手数料	
間接費	事業に直接使用した額を確定することが難しいと考えられる経費（電話代、メール通信料、ボールペン購入料等）

その他	その他市長が適当でないと判断した経費

9. 令和8年度の補助対象事業の予定数

文化芸術活動拡大事業	文化芸術活動拡大事業と育成事業を合計して 10件
育成事業	
大規模特別事業	1件

※上表の件数はあくまでも原則となり、件数は上下する可能性があります。また、審査の結果、対象事業がなしの場合もあります。

10. 採択の条件

補助金の交付が採択された事業については、事業に関連する印刷物（ポスター、チラシ、パンフレット、入場券等）やホームページなどに「令和８年度船橋市文化芸術活動支援補助金採択事業」と記載する必要があります。

なお、ポスターやチラシなどの印刷の都合で、記載が間に合わない場合は、事業開催当日に「令和8年度船橋市文化芸術活動支援補助金採択事業」と記載した用紙などを会場に掲載するようにしてください。

11.　申請から補助金交付までの流れ

申請	令和8年4月1日（水）午前9時～5月15日（金）午後5時（必着）の期間内に、船橋市オンライン申請システムまたは郵送にて必要書類を送付してください。なお、文化課窓口では受け付けません。
⇩	
選考	船橋市文化振興推進協議会にて、提出された申請書一式をもとに補助事業を審査します。
⇩	
決定	選考結果を郵送にて通知します。（6月下旬頃予定）
⇩	
事業実施	補助事業が変更または中止の場合は、あらかじめ船橋市文化芸術活動支援補助金変更申請書または船橋市文化芸術活動支援補助金取下書を提出してください。
⇩	
実施結果報告	※補助事業の完了後20日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、実施結果報告書を提出してください。 ※補助対象外経費の領収書も必要となりますので、ご留意ください。 ※領収書の提出にあたり、不備のあるものは補助対象外となりますので、ご留意ください。 ※事業の実施状況が分かる写真及びパンフレット等の添付が必要です。
⇩	
補助金交付	実績報告書等を基に、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市文化芸術活動支援補助金確定通知書にて通知し、補助金を交付します。

12.　申込書提出から補助金交付までのフロー図

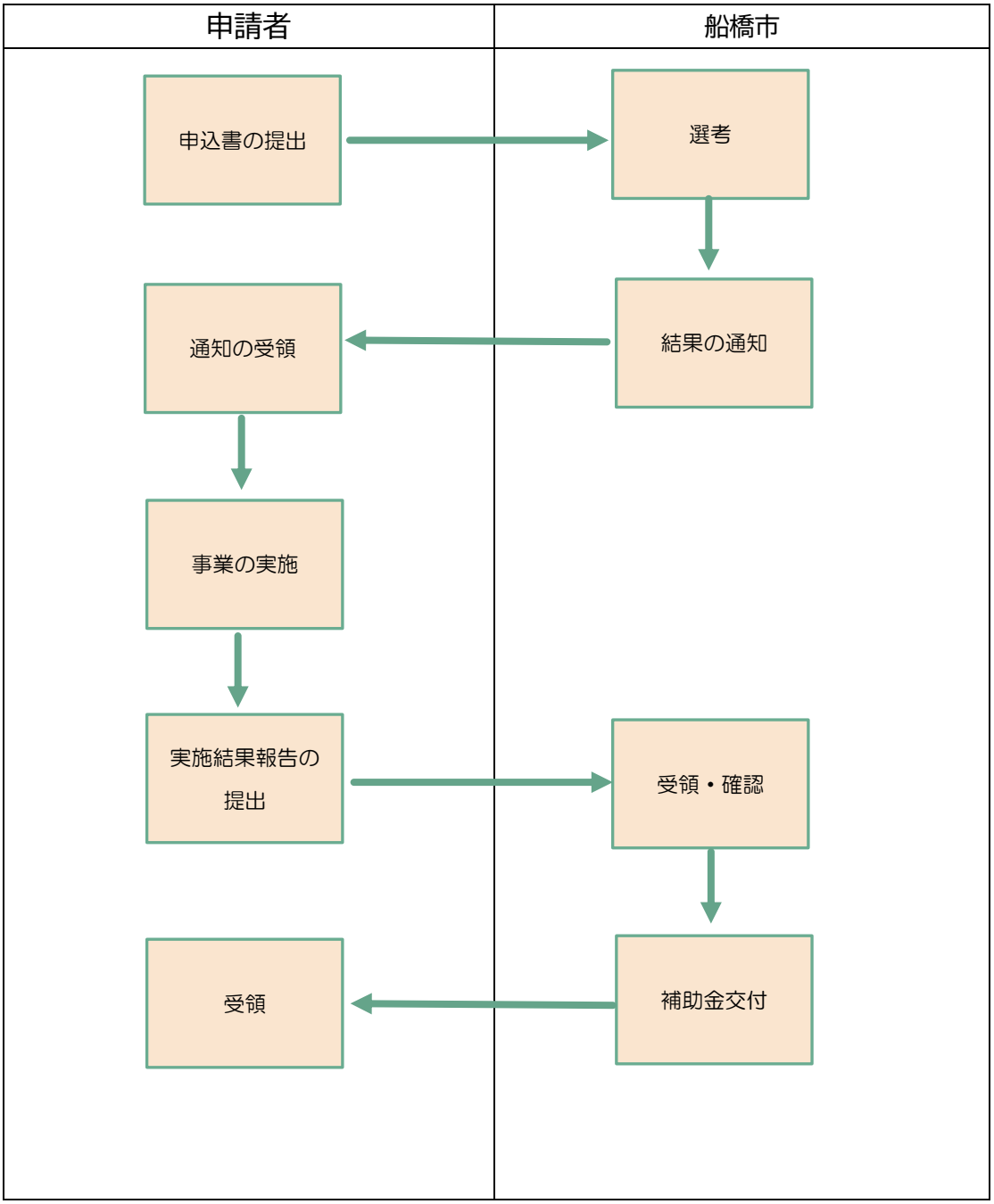

13.　申請時における提出書類

補助金の申込みを行う個人又は団体は、期日までに、以下の書類を提出してください。

個人	団体
● 船橋市文化芸術活動支援補助金交付申込書（第１号様式） ● 事業計画書（第２号様式） ● 収支予算書（第３号様式） ● 誓約書（第４号様式） ● 過去の活動歴及び前年度決算	● 船橋市文化芸術活動支援補助金交付申込書（第１号様式） ● 事業計画書（第２号様式） ● 収支予算書（第３号様式） ● 誓約書（第４号様式） ● 過去の活動歴及び前年度決算 ● 団体の会員名簿（団体のみ） ● 構成団体一覧表（複数の団体で構成するものに限る。） ● 申込者の組織の運営に関する定め（規定されている場合に限る。）

※上記のほか、状況により提出を求める他の書類もあります。

14.　選考について

大項目	小項目	
①公益性	1	事業活動の内容や実績、今後の展望において、地域や社会に貢献し、船橋市の文化芸術の振興に寄与する内容となっているか
	2	会員や関係者だけでなく、幅広い世代の市民の参加、鑑賞、体験が期待できる内容となっているか
	3	事業成果が特定団体内にとどまらず、市民間で新たな交流が期待され、事業を発展させていくための工夫がみられるか
	4	誰もが気軽に参加、鑑賞、体験できるような開放性や工夫があるか

	5	補助対象外の予算も含めて、公益性の高い予算となっているか
②創造性	6	事業内容が申請した個人又は団体の特徴をいかし、創意工夫や独自性のあるものとなっているか
	7	新たな企画内容を取り入れるなど、既存事業との差別化が図られているか
③発展性	8	今後の発展や継続が見込まれるか
	9	次世代の文化芸術活動の担い手育成に寄与する内容や若者が事業に参加しやすい工夫をしているか
④計画性	10	事業目的、収支計画、事業内容、体制等が明確かつ適切であるか
	11	協賛金など自主財源（収入）確保の努力が見られるか
	12	広報、宣伝活動の積極性が見られるか
⑤（大規模事業のみ）	13	市内外への発信力はあるか
	14	通例を凌ぐ多くの参加・集客が見込まれるか
	15	文化芸術以外の分野と連携し、市のブランド力向上に寄与するか
その他	16	国籍や障害の有無等に配慮した工夫があるか

15.　QA

Q1.文化芸術活動拡大事業の「事業に関わる個人又は主催及び共催の団体の構成員や会員以外の者」とはどのようなものを指すのか

A：参加者や鑑賞者の多くが構成員や会員ではなく、これまであまり文化芸術に関わりを持たなかった市民が、事業に出演や出品、鑑賞をするなど、幅広い市民が事業に関わることを指します。また、初心者向けの文化芸術体験や、これまで文化芸術にあまり関わりを持たなかった市民が、興味を惹かれるような趣向・工夫を凝らすなど、多くの市民へ文化芸術を広めるものも含みます。

Q2.　大規模特別事業の「内容、規模等において通例を凌ぐ」とはどのようなものを指すのか

A：人数の基準はございませんが、市内外から多くの来場者や参加者が見込まれる

大規模事業です。

Q3.　文化芸術活動拡大事業と大規模特別事業の違いは何か
A:大規模特別事業は文化芸術活動拡大事業と比べ、規模の大きいもので、市外からの集客も多く見込まれる事業となります。

Q4.　社会教育関係団体でも応募は可能か
A:応募要件を満たしていれば、可能です。

Q5.　法人格を有している場合でも申請できるのか
A:営利目的の事業でなければ申請は可能です。

Q6.　物販を行ってもよいのか
A:事業の主たる目的が営利でなければ、物販は可能ですが、必ず収支予算書や収支決算書に計上してください。ただし、展覧会事業で、展示物全てを販売するものは、営利を目的とした展覧会と判断し、対象外とします。

Q7.　事前練習・準備費は対象になりますか
A:育成事業については、対象となりますが、文化芸術活動拡大事業と大規模特別事業は公演当日及び前日の本番リハーサル、ゲネプロ以外は対象となりません。

Q8.　プロでも申請可能か
A:営利目的の事業でなければ申請は可能です。

Q9.　備品などを収支予算書に記入したいが、どこに記入すればよいのか
A:補助対象経費又は補助対象外経費のいずれにも当てはまらないものは記載することはできません。

Q10.　市や国・県との共催事業は補助対象となるのか
A:市や国・県との共催事業は補助対象外となります。なお、後援事業の場合は補助対象となります。

Q11.　育成事業に年齢制限はありますか
A:年齢制限はありませんが、当該事業は将来の文化芸術活動の活性化に寄与する人材の育成を目的にしておりますので、審査ではその点も重要な要素となります。

Q12.　育成事業は、育成の対象者（参加者）を毎年変えても良いか

A：育成事業は、将来の文化芸術活動の活性化に寄与する人材の育成を目的とする事業となりますので、同じ対象者（参加者）での事業実施が望まれます。

Q13.　補助の対象とならない事業のうち、「事業に関わる者、または団体（主催者・共催者）の構成員や会員が支援対象事業と同一又は同一とみなされる別の事業を同一日及び同一場所又は同一とみなされる場所で開催している場合」とはどういうことか

A：実質、事業実施者が同一であると見なされる2以上の事業を同一日に開催している場合において、ゾーニングや会場を分散させることで、一部の会場は補助対象事業となりうる可能性があり、一方でその他の会場は補助対象外の事業であるような場合は、いずれの場合も補助対象外事業とみなします（例参照）。
また、いずれの会場も補助対象事業となりうる場合であっても複数申請することはできません。

例）2つの事業が同一とみなされ、両事業とも補助対象外となるもの。

事業 A 補助対象事業	事業実施者：船橋太郎 事業実施日：7月1日 事業 B と隣接して一般参加可能な音楽イベントを実施
事業 B 補助対象外事業	事業実施者：船橋太郎 事業実施日：7月1日 事業 A と隣接して一般参加可能なアートイベントを実施 ※営利目的で物品を販売

Q14.　交付決定額は交付予定額を超えて支給されることはあるか

A：交付予定額を超過して、交付決定額が決まることはありません。

船橋市文化芸術活動支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、船橋市の文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体又は個人の自主的な文化芸術活動を支援し、市民文化の創造と文化芸術活動の振興を図ることを目的とし、船橋市文化芸術活動支援補助金（以下「文化芸術活動補助金」という。）について、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和 56 年船橋市規則第 50 号）に定めがあるもののほか必要な事項を定めることとする。

（定義）

第２条　この要綱において「文化芸術」とは、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第８条から第 12 条に規定するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者は、継続的に文化芸術活動を行っている、又は今後継続的に文化芸術活動を行う者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 個人　市内に在住又は在勤、在学している

(2) 団体　市内に活動の本拠を有し、複数名で構成されその構成員の半数以上が市内に在住又は在勤、在学している

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する個人又は団体は、文化芸術活動補助金の申請を行うことができない。

(1)　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする個人又は団体

(2)　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする個人又は団体

(3)　船橋市暴力団排除条例（平成 24 年船橋市条例第 18 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第７条第１項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」

という。）並びにその統制下にある個人又は団体

(4)　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする個人又は団体

(5)　個人又は団体（構成員を含む。）に課せられた市税を滞納している個人又は団体

（補助対象事業）

第4条　補助の対象となる事業は、船橋市内で行われ、芸術の創造、鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を図るものであり、事業の実施の成果が市に広く波及することが見込まれる営利を目的としない事業（当該事業は同一年度内に着手し、かつ、完了する事業とする）であり、次の各号のいずれかを満たすものとする。

(1)　文化芸術活動拡大事業　事業に関わる個人又は主催及び共催の団体の構成員や会員以外の者（以下「一般市民等」という。）が出演、出品、鑑賞するなど、幅広い一般の市民の事業への参加が見込まれ、文化芸術活動の裾野の拡大に貢献する事業

(2)　育成事業　文化芸術活動をする人材を、2年以上継続的かつ段階的に育成又は支援をし、又は個人で2年以上継続的かつ段階的に活動し、文化芸術活動の活性化に資することが期待できる事業。なお、事業の一環として、必ず補助及び交付の決定がされた年度に発表の場を設けること。

(3)　大規模特別事業　内容、規模等において通例を凌ぐ大規模事業で、幅広い一般市民等の事業への参加と、多くの集客が見込まれ、参加及び鑑賞等の機会を一般市民等に広く提供するような、文化芸術の裾野の拡大に特に貢献する事業

2　前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する支援対象事業は、補助金の申請を行うことができない。

(1)　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業

(2)　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

(3)　暴力団等並びにその統制下にある団体を利する事業

(4)　特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5)　専ら収益の寄付や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業として行われるもの

(6)　文化祭その他の学内行事として行われるもの

(7)　事業の参加者（出演者・出品者等）が、事業に関わる者、又は団体（主催者・共催者）の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象として行われるもの

(8)　事業に関わる者、又は団体（主催者・共催者）の構成員や会員が支援対象事業と同一又は同一とみなされる別の事業を同一日及び同一場所又は同一とみなされる場所で開催している場合

(9)　国、県、市又はそれらの外郭団体が主催又は共催となっている事業

(10)　国、県、市又はそれらの外郭団体からの補助、助成、委託等を受けている事業

(11)　その他補助対象事業とすることが適当でないと認められるもの

（補助対象経費）

第５条　補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の補助対象外となる経費（以下「補助対象外経費」という。）は、別表１に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第 6 条　補助金の額は別表２に掲げるとおりとし、当該年度に補助する補助金の総額は、予算の範囲内とする。

（申込みの限度）

第 7 条　第４条第１項第１号から第３号のいずれかで補助する決定を受けた活動と同一又は同一とみなされる文化芸術活動については、補助する決定を受けた号と別の各号で申込みを行うことができない。

2　前項の規定に関わらず、個人又は団体は、補助する決定を受けた活動と同一又は同一とみなされる文化芸術活動について、第４条第１項第２号に規定する事業は初回の申込みより連続する３年度を超えて申込みを行うことができない。

（申込方法）

第８条　補助金の申込みを行う個人又は団体（以下「申込者」という。）は、市長が定める期日までに、船橋市文化芸術活動支援補助金交付申込書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申込みを行わなければならない。

(1)　事業計画書（第２号様式）

(2)　収支予算書（第３号様式）

(3)　誓約書（第４号様式）

(4)　過去の活動歴及び前年度決算

(5)　団体の会員名簿（団体のみ）

(6)　構成団体一覧表（複数の団体で構成するものに限る。）

(7)　申込者の組織の運営に関する定め（規定されている場合に限る。）

(8)　その他市長が必要と認める書類

2　市長は、申込みのあった事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

3　申込者は、第１項の規定により申込みするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（支援対象経費に

含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申込み時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

4　申込者が、過去に第１６条に基づく補助及び交付の決定の取消し等を受けている場合、市長は申込みを棄却することができる。

（判定会議）

第 9 条　市長は、補助の可否を決定するに当たり、前条に規定する申込みに対する補助の適否、補助金の額等について、次に掲げる事項に関して判定会議に諮るものとする。

(1)　法令等に違反していないこと。

(2)　目的及び内容が適正であること。

(3)　金額の算定に誤りがないこと。

2　判定会議は、船橋市文化振興推進協議会（以下「協議会」という。）によって運営する。

3　協議会の組織及び運営に関する事項については、市長が別に定める。

（補助及び交付の決定等）

第 10 条　市長は、判定会議の結果を踏まえ、補助の可否について決定し、その旨を船橋市文化芸術活動支援補助金交付可否決定通知書（第 5 号様式）により、申込者に通知する。

2 市長は、前項において補助及び交付の決定を受けた個人又は団体（以下「補助決定団体等」という。）に対して、適正な交付を行うために必要があるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を付し、又は補助金の交付に係る事項を修正することができる。

3　市長は、第８条第３項ただし書の規定による申込み申請がなされた

ものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、補助及び交付の決定を行うものとする。

4　補助決定団体等は、当該補助及び交付の決定を取り下げようとするときは、速やかに船橋市文化芸術活動支援補助金取下書（第 6 号様式）により市長に提出しなければならない。

（補助及び交付の決定の公表）

第 11 条　市長は、前条第 1 項の規定により補助及び交付の決定をしたときは、補助決定団体等の名称、補助決定内容及び補助金交付予定額を公表するものとする。

(事業の遂行等)

第 12 条　補助決定団体等は、補助及び交付の対象となった事業計画及び市長が補助及び交付の決定に付した条件その他市長の指示に従い、補助及び交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を行わなければならない。

2　市長は、補助事業の遂行にあたり、必要があると認めるときは、当該補助決定団体等に対して必要な条件を付し、指示することができる。

（補助事業の変更等）

第 13 条　補助決定団体等は、補助事業の計画又は補助事業に要する予算を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ船橋市文化芸術活動支援補助金変更申請書(第 7 号様式)により市長に申請し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の補助及び補助及び交付の決定の内容又はこれに付した条件の変更を、船橋市文化芸術活動支援補助金変更承認・不承認通知書（第 8 号様式）により通知する。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（実績報告）

第14条　補助決定団体等は、補助事業の完了後２０日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、船橋市文化芸術活動支援補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

⑴ 船橋市文化芸術活動支援補助金実施結果報告書(第10号様式)

⑵ 収支決算書（第11号様式）

⑶ チラシ、パンフレット等の製作物（製作物がある場合に限る。）及び展示物等の写真その他補助事業が完了したことを証する写真

⑷ 領収書等の写し（補助対象外経費も含む）

⑸ その他市長が必要と認める書類

２　第８条第３項ただし書の規定により申込み申請をした補助決定団体等は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第15条　市長は、前条第１項に規定する実績報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の補助及び交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に適合するものであるかどうかを精査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市文化芸術活動支援補助金確定通知書（第12号様式）により補助決定団体等に通知する。この場合において、補助決定団体等が補助事業の実施のため支出したとする経費について、その使途、金額及び支出先等の事実が領収書等の証拠書類によって明確に確認できないときは、当該経費に係る補助金の交付は行わない。

（補助及び交付の決定の取消し）

第16条　市長は、補助決定団体等が次の各号のいずれかに該当すると

きは、補助金の補助及び交付の決定の全部又は一部の取消しを、船橋市文化芸術活動支援補助金取消決定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

⑴　偽りその他不正の手段により補助及び交付の決定を受けたとき

⑵　暴力団等に規定する個人又は団体であることが判明したとき

⑶　補助金を他の用途に使用したとき

⑷　前各号に掲げるもののほか、補助金の補助及び交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第17条　市長は、前条の規定により補助金の補助及び交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市文化芸術活動支援補助金返還命令書(第14号様式)によりその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条　補助決定団体等は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５％の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助決定団体等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

３　補助決定団体等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに

納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 19 条　補助決定団体等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む）は、船橋市文化芸術活動支援補助金消費税仕入控除税額報告書（第 15 号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市長に報告しなければならない。ただし、補助金に係る消費税の仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、補助金補助及び交付の決定が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき、報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第 20 条　補助決定団体等は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後５年間整備しておかなければならない。

（調査又は報告）

第 21 条　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助決定団体等に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（補助金交付事業である旨の表示義務）

第 22 条　補助決定団体等は、補助事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に「船橋市文化芸術活動支援補助金活用事業」という名称を表示するものとする。

（成果の公表）

第 23 条　市長は、補助事業の成果について公表するものとする。

２　第 14 条に基づく実績報告を行った補助決定団体等は、補助金の交付の対象となった文化芸術活動の成果等を市民に周知するよう努めるものとする。

（補則）

第 24 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行日）

1　この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（補助対象事業の特例）

2　第 4 条第 1 項中「船橋市内」とあるのは、船橋市文化芸術ホール条例（昭和 53 年船橋市条例第 24 号）第 2 条第 2 項に規定する船橋市民文化ホールにおいて、令和 7 年度からの工事期間の休館中に限り、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する劇場、音楽堂等で開催する事業は、「船橋市内外」と読み替えるものとする。

別表１

補助対象経費

費目	主な内容
音楽・文芸・美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器及び楽譜借料、楽譜購入料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲及び編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術及び衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料　等
会場・舞台費	会場使用料（附帯設備を含む)、会場設営費及び撤去費、音響・照明費、道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら及びメイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費、映写機材費、看板制作費　等
印刷費	ポスター及びチラシ、プログラム、図録、チケット、入場整理券、台本等の印刷費 （無料配布するものに限る）
謝金・人件費	外部講師、審査員、運営スタッフ、会場整理員、原稿執筆等への謝礼 ただし、団体の構成員に係るものを除く
宣伝費	広告掲載料、入場券販売手数料等
記録費	録画費、録音費、写真費 （当該活動の成果として記録するものに限る）
通信費	案内状送付料等
保険費	イベントに係る保険
旅費	出演者及び講師等の交通費及び宿泊料 （事業当日に係るものに限る）

その他	その他市長が適当と認める経費

補助対象外経費

費目	主な内容
有償頒布作成費	有償頒布するプログラム・図録等作成経費
事業関係団体（主催者・共催者）の構成員や会員に支払う経費	
食糧費	弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費
会議費	打合せ等に係る会場使用料、資料作成費等
事前練習・準備費（育成事業は除く）	事業開催の前日よりも前に行うリハーサル・準備に係る経費等 ただし、公演当日及び前日の本番リハーサル、ゲネプロは補助対象とする。
賞金・賞品代	コンクール入賞賞金・賞品、花束・記念品代　等
交際費・接待費	講師等への手土産（お弁当や菓子折り）　等
駐車代	
振込手数料	
間接費	事業に直接使用した額を確定することが難しいと考えられる経費（電話代、メール通信料、ボールペン購入料等）
その他	その他市長が適当でないと判断した経費

別表２

補助率	補助対象経費の３分の２以内（千円未満切り捨

	て）
補助上限額	⑴　文化芸術活動拡大事業　30 万円 ⑵　育成事業　30 万円 ⑶　大規模特別事業　150 万円
補助金の額	次の各号のいずれか低いものとする。 (1)　補助対象経費に補助率を乗じた額 (2)　補助上限額 (3)　自己負担金（補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から補助事業の実施に伴う収入を差し引いた額。ただし、千円未満切り捨て。）

令和8年度　社会教育関係団体補助金交付一覧

No.1

補助金交付担当課	船橋市青少年センター
団体名	船橋市青少年補導委員連絡協議会　　団体　133　名
代表者	会長　丹羽　浩道
活動内容	青少年の健全育成（問題行動の早期発見、注意及び助言等）と、有害環境の浄化に努める。
補助金交付限度額	770,000 円
前年度予算額	770,000 円
前年度収支決算額	収入決算額　補助対象経費予算額　内補助金交付額（概算払） 1,227,120 円　1,145,000 円　770,000 円 支出決算額　補助対象経費決算額　補助金決算額 1,197,180 円　1,110,690 円　770,000 円 差引返戻額 0 円
交付条件	船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金交付要綱により、対象経費の70%以内とする。 〈対象事業〉 ①非行少年の早期発見及び補導活動 ②青少年に有害な環境の浄化活動 ③青少年の健全育成のための広報活動 ④その他、この団体の目的達成のため必要な事業

No.2

補助金交付担当課	
団体名	団体　名
代表者	
活動内容	
補助金交付限度額	円
前年度予算額	円
前年度収支決算額	収入決算額　補助対象経費予算額　内補助金交付額（概算払） 円　円　円 支出決算額　補助対象経費決算額　補助金決算額 円　円　円 差引返戻額 円
交付条件	

第１号様式

船橋市 収受 -8.4.16 船橋市 青少年センター

補助金等交付申請書

令和８年４月１６日

船橋市長　松　戸　　徹　様

申請者	住所（所在地）	船橋市本町１丁目２３番７号　船橋市青少年センター内
	団体名及び代表者氏名	船橋市青少年補導委員連絡協議会 会　長　　丹　羽　　浩　道 [redacted]

補助金等の交付を受けたいので、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により次のとおり申請します。

補助年度	令和８年度	補助金等の名称	船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金
補助事業等	名　　称	船橋市青少年補導委員連絡協議会	
	目的及び内容	青少年の非行防止及び健全育成	
	効　　果	補導活動及び連絡協議会活動の円滑化	
経費所要総額		１，１０３，０００円	
交付申請額		７７０，０００円	
着手及び完了予定年月日		着手予定　令和８年　４月　１日 完了予定　令和９年　３月３１日	
添付書類		１　事業計画書　［令和８年度活動計画］ ２　収支予算書　［令和８年度予算］ ３　前年度決算書［令和７年度決算］ ４　その他 （１）令和７年度活動報告 （２）令和８年度船橋市青少年補導委員名簿	

令和８年度　活動計画 ~~（案）~~

１．県補連全体

県補連理事会（会長）	５月・７月・９月・１０月・２月
県補連総会	６月２６日(金)［市川市］
第５７回千葉県青少年補導(委)員大会	１０月　３日(土)［船橋市］
県下一斉合同パトロール	３月１２日(金)
列車補導	１０月～１１月
船橋地区ブロック補導(委)員研修会 市川市主催	２月上旬予定

隣接地域補導関係者連絡会（県補連）

（１）市川市	船橋市主催	１０月予定
（２）習志野市	船橋市主催	１２月予定
（３）八千代市	船橋市主催	１月予定

２．総　会　　４月１６日（木）１０：３０～　青少年センター　担当：１２地区

３．理事会　　６月・９月・１１月・２月・３月　補導委員だより発行

４．街頭補導　　センター補導・地区補導

５．学校訪問　　各地区　　７月～１２月

６．鎌ケ谷市との隣接地域補導関係者連絡会　　船橋市主催　　２月予定

７．広報委員会　　広報紙「はばたき」　年２回発行（１２月・３月）

８．研修委員会　　講演会・視察研修（各１回予定）　　開催時期未定

９．視察研修（本部担当）　　２回予定　　開催時期未定

10．新年会　　１月２９日（金）　　担当：１地区・２地区

11．船橋市青少年の環境を良くする市民の会など関係団体との活動協力

令和８年度　予 算 ~~(案)~~

団 体 名: 船橋市青少年補導委員連絡協議会
代表者名: 丹 羽　浩 道

【歳入】

科　　目	予算額(円)	内　　訳
前年度繰越金	29,940	
会　　費	319,200	2,400円×133名
補 助 金	770,000	船橋市補助金
県補連活動費	119,700	900円×133名
利　　息		
合　　計	1,238,840	

【歳出】

科　　目	予算額(円)	補助金対象		内　　訳
報償費	50,000	○	50,000	講師報償費等
賃貸料	240,000	○	240,000	バス賃借料
渉外費	30,000			隣接地域補導関係者連絡会ほか
活動費	170,000			
①地区活動費	170,000	○	170,000	地区活動費
事業運営費	405,000			
①消耗品	100,000	○	100,000	補助活動消耗品(バッヂ・腕章・その他)
②印刷製本費	235,000	○	235,000	広報紙「はばたき」
③役員会運営費	15,000			
④理事会運営費	30,000			
⑤広報委員運営費	10,000			
⑥研修委員運営費	10,000			
⑦選考委員運営費	5,000			
役務費	160,000			
①通信運搬費	160,000	○	160,000	切手代・振込手数料・通信費(ネット関連)
負担金	148,000			
①県補連負担金	143,000	○	143,000	1,000円×133名・研修費負担金
②各種団体負担金	5,000	○	5,000	船橋市青少年の環境を良くする市民の会
積立金	10,000			
慶弔費	10,000			
予備費	15,840			
合計	1,238,840		1,103,000	

※補助金申請額の ¥770,000 は補助金対象合計金額の

70% になり、補助率を乗じて得た額以内となる。

(補助金交付要綱 → 70%以下、小数点以下を切上げ)

令和７年度　活　動　報　告

月	日	活　　動　　内　　容	場　　所
R７年 4	 １７	地区補導 センター補導 総　会　センター３６名／リモート１０名出席	 青　少　年　セ　ン　タ　ー
5	 7 １３	地区補導 センター補導 県補連第５回理事会　　会長出席 三市合同会議（県大会に向けて） 千葉市・茂原市・船橋市 補連協４名出席／センター２名出席	 船橋市青少年センター 千　葉　市　民　会　館
6	 2 ２０	地区補導 委嘱状交付式１３４名委嘱 臨時総会 センター１０４名出席／リモート６名出席 令和７年度県補連総会　　代議員５名出席	 青　少　年　セ　ン　タ　ー 〃 市川市生涯学習センター
7	 3 4 9 １０ ２５	地区補導 役員会 青少年センター運営協議会　　会長出席 県補連第１回理事会　　会長出席 理事会 補導委員だより第２３９号発行	 青　少　年　セ　ン　タ　ー 青　少　年　セ　ン　タ　ー 船橋市青少年センター 青　少　年　セ　ン　タ　ー
8	 ２９	地区補導 各地区お祭りパトロール 役員会	 青　少　年　セ　ン　タ　ー
9	 3 9 ２７	地区補導・センター補導 学校訪問 県補連第２回理事会　　会長出席 実技研修会 センター６０名／リモート８名出席 理事会 第５６回県補導（委）員大会　　２５名出席	 船橋市青少年センター 青　少　年　セ　ン　タ　ー 青　少　年　セ　ン　タ　ー 千　葉　市　民　会　館
１０	 3 １０ ２８ 	地区補導・センター補導 学校訪問・列車補導 補導委員だより第２４０号発行 青少年センター運営協議会　　会長出席 役員会 市川市との隣接地域補導関係者連絡会 （３・４地区担当）　１０名出席	 青　少　年　セ　ン　タ　ー 青　少　年　セ　ン　タ　ー 市川市生涯学習センター
１１	 １１ １８ ２８	地区補導・センター補導 学校訪問・列車補導 理事会 県補連・補導員研修会　　３名出席 補導委員だより第２４１号発行	 青　少　年　セ　ン　タ　ー 国　立　武　蔵　野　学　院

		地区補導・センター補導	
	5	５０周年記念行事 実行委員会	青少年センター
１２	１２	八千代市との隣接地域補導関係者連絡会	八千代市教育委員会
		（８・９・１２地区担当）１０名出席	
	１５	はばたき第１２６号　発行	
	１７	視察研修会（研修委員会）　３０名出席	八街少年院
R８年		地区補導・センター補導	
	２１	習志野市との隣接地域補導関係者連絡会	習志野市立第二中学校
１		（１０・１１地区担当）　１０名出席	
	２３	青少年センター運営協議会　会長出席	青少年センター
		地区補導・センター補導	
	2	５０周年記念行事 実行委員会	青少年センター
	6	５０周年記念式典・祝賀会	青少年センター(式典)
		来　賓　式典２６名／祝賀会１８名 参加	東魁楼（祝賀会）
		補導委員　式典４０名／祝賀会３６名 参加	
	１０	県補連第３回理事会　会長出席	船橋市青少年センター
２	１３	鎌ケ谷市との隣接地域補導関係者連絡会	鎌ケ谷市生涯学習推進センター
		（４・５地区担当）　１１名出席	
	１６	県補連船橋地区ブロック研修会　6名出席	八千代市市民会館
	１９	視察研修会（本部）　２４名出席	市原青年矯正センター
	２４	役員会	青少年センター
	２５	理事会	青少年センター
	２６	講演会（研修委員会）　２７名出席	青少年センター
		地区補導・センター補導	
	１２	県下一斉合同パトロール	
		船橋駅周辺　３２名出席	船橋駅北口おまつり広場
		北習志野駅周辺　３０名出席	ＪｕＪｕきたなら広場
３	１８	補導委員だより第２４２号発行	
	１９	役員会	青少年センター
	２５	理事会	青少年センター
	２７	はばたき第１２７号　発行	
	３１	補導委員だより第２４３号発行	

※ 県補連は、会長が県理事を担当。

関係団体との連携活動報告

1．青少年の環境を良くする市民の会参加

1）執行部会／常任理事会／広報紙発送作業 出席

2）家族の日・家族の週間啓発活動協力（各地区）

3）視察研修 欠席

4）青少年健全育成講演会 出席

5）船橋市自連協新春懇親会 出席

6）船橋市電話 de 詐欺等特別対策協議会 出席

2．社会を明るくする運動

3．成人・文化・青少年・スポーツ団体 新春賀詞交歓会 出席

4．青少年問題協議会 出席

5．児童生徒防犯対策連絡協議会 出席

6．さざんか募金運動推進委員会総会

令和７年度　決 算

団 体 名：船橋市青少年補導委員連絡協議会
代表者名：丹 羽　浩 道

【歳入】

科　　目	予算額(円)	決算額(円)	内　　訳
前年度繰越金	13,662	13,662	
会　　費	360,000	321,600	2,400円×134名
補 助 金	770,000	770,000	船橋市補助金
県補連活動費	135,000	120,600	900円×134名
利　　息		1,258	
合　　計	1,278,662	1,227,120	

【歳出】

科　　目	予算額(円)	決算額(円)	補助金対象		内　　訳
報償費	100,000	483	○	483	講師を市職員に依頼したため、お茶代のみ
賃貸料	315,000	141,780	○	141,780	バス賃借料・高速代
渉外費	30,000	22,340			市民の会・ブロック研修会ほか
活動費	130,000	158,872			
①地区活動費	130,000	158,872	○	158,872	地区活動費
事業運営費	400,000	572,115			
①消耗品	100,000	452,055	○	452,055	補助活動消耗品（インク・タブレットPC・その他）
②印刷製本費	235,000	65,910	○	65,910	広報紙「はばたき」
③役員会運営費	15,000	14,688			会計監査交通費を含む
④理事会運営費	30,000	26,742			
⑤研修委員運営費	10,000	6,920			
⑥広報委員運営費	10,000	5,800			
⑦選考委員運営費	0	0			
役務費	100,000	152,590			
①通信運搬費	100,000	152,590	○	152,590	各補導委員連絡用切手代・振込手数料・通信費
負担金	165,000	139,000			
①県補連負担金	160,000	134,000	○	134,000	1,000円×134名
②各種団体負担金	5,000	5,000	○	5,000	船橋市青少年の環境を良くする市民の会
積立金		10,000			
慶弔費	10,000	0			
予備費	28,662	0			
合計	1,278,662	1,197,180		1,110,690	

総歳入 1,227,120円 － 総歳出 1,197,180円 ＝ 29,940円
差引残高 29,940円は次年度へ繰り越します。

令和８年３月３１日　　船橋市青少年補導委員連絡協議会
会計　竹内 真由美

※補助金申請額の ¥770,000 は補助金対象合計金額の
70% になり、補助率を乗じて得た額以内となる。
（補助金交付要綱 → 70%以下、小数点以下を切上げ）

担当課	新規事業、拡充事業等	予算額
社会教育課	１．成人式運営費 「国民の祝日に関する法律」に基づき実施している成人式について、これまでは中学校区により２部制で開催していたが、全ての参加者が一堂に会することができるよう、LaLa arena TOKYO-BAY で開催する。	43,110 千円
文化課	１．文化芸術活動支援補助金 船橋市の文化芸術の振興及び発展に寄与すると認められる団体又は個人の自主的な文化芸術活動を支援し、市民が主体的に文化芸術に親しみ、活動する環境の充実を図るため、新たな補助金を創設する。 ２．埋蔵文化財調査事務所整備費 旧金杉台中学校の校舎を、船橋市埋蔵文化財調査研究センターとして活用するために必要となる改修工事を引き続き行う。工事終了後は、現在の埋蔵文化財調査事務所を移転するとともに市内各所で分散収蔵している出土文化財を集約化する。供用開始は令和８年度中を予定。 ３．アーティストバンクサイト構築 船橋市にゆかりのある文化芸術活動を行う団体や個人（アーティスト）とその発表の場（スポット）を、一覧で誰もが容易に検索することができるホームページを構築する。	4,630 千円 282,341 千円 7,034 千円 （デジタル行政推進課）
青少年課	１．少年自然の家整備費 ・体育館空調設備設計委託　4,356 千円 ・工作棟空調設備設置工事　72,226 千円	76,582 千円
放課後児童支援課	１．児童福祉総務諸経費 放課後ルームの待機児童が多く発生している学校区の最寄りの児童ホームを活用し、17 時から 19 時までの時間帯にこどもの居場所を提供する。	8,639 千円

	２．放課後ルーム整備費 待機児童解消を図るため放課後ルームの整備を行うとともに、小学校校舎建て替えに伴う放課後ルームにかかる設計を行う。 ・塚田放課後ルーム賃借料　0 千円 （令和 8～12 年度の債務負担行為限度額 157,630 千円） ・薬円台放課後ルーム建替工事設計委託 3,148 千円 （令和 8～9 年度の債務負担行為限度額 7,345 千円）	34,979 千円
生涯スポーツ課	１．全国高等学校総合体育大会運営費 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の開催に向け、令和 8 年度より実行委員会を立ち上げ、大会実施準備と並行し、大会及び競技の PR を行う。	5,691 千円
公民館	１．公民館整備費 公共建築物保全計画等に基づき、老朽化した公民館施設の改修工事及び次年度以降に向けた改修設計委託を実施する。 うち主な改修工事等（休館予定の工事） ・薬円台公民館等複合施設大規模改修工事 （休館予定　令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月） 199,904 千円 ・丸山公民館トイレその他改修工事 （休館予定　令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月） 146,259 千円 ・三咲公民館トイレその他改修工事 （休館予定　令和 8 年 7 月～令和 9 年 3 月） 98,644 千円 ・高根公民館トイレ及び空調設備改修工事 （休館予定　令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月） 219,729 千円	1,593,884 千円
西図書館	１．図書館運営費 新船橋駅周辺にあるショッピングモール内の書店に、図書返却ポストを設置し、図書の回収業務を行う。 ・図書回収業務委託料　200 千円 ・図書返却ポスト購入費　766 千円	593,704 千円

	２.図書館システム管理運営費 スマホ利用券機能を有する図書館システムに更新する。システム更新に伴い、予約棚との連携業務を行う。 ・図書館システム及び予約棚連携対応業務 880 千円 ３．二和東５丁目市有地図書館整備費 北図書館駐車場及び駐輪場を移設するため、既存建物の解体を行い、そののち、同駐車場及び駐輪場を整備する。 ・二和東５丁目市有地整備事業（既存建物解体） 21,122 千円 ・二和東５丁目市有地北図書館駐車場及び駐輪場整備事業 30,768 千円	60,561 千円 51,890 千円
郷土資料館	１．郷土資料館整備費 老朽化した館内施設の改修工事を行う。 また、館内照明の全面 LED 化も併せて行う。 ・トイレその他改修工事 （休館予定　令和８年７月～令和９年３月） 80,600 千円	80,600 千円

令和９年船橋市成人式開催要項

１　目　的　「国民の祝日に関する法律」に基づき、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます。

２　開催日　令和９年１月11日（月・祝）

３　会　場　LaLa arena TOKYO-BAY（ららアリーナ東京ベイ）

４　時　間　【開場】13時00分　【開式】14時00分　※1部制

５　対象者　平成18年（2006年）４月２日～平成19年（2007年）４月１日生
該当者：6,363人（令和８年４月１日時点）

６　登壇者　主催者　６名（市長、教育長、教育委員４名）
来　賓　６名（市議会議長、副議長、文教委員長、選挙管理委員長、青少年問題協議会会長、社会教育委員長）

７　テーマ　企画運営委員会議で決定

８　記念品　企画運営委員会議で決定

９　内　容　式典・二十歳のアピール（オンライン配信あり）
※当日はライブ配信。終了後は録画映像を一定期間配信。

ふなばし市民大学校の応募状況等について

ふなばし市民大学校応募者･入学者･修了者年度別比較表

令和 8年4月1日現在

年度	学部	学科名	応募者数及び入学者数				在籍者数	
			定 員	応募者	倍 率	入学予定者 a	在籍者数 b	在席率 b/a
令和8年度	まちづくり	ボランティア養成	30	30	1.00	29	29	100.00%
		スポーツコミュニケーション	30	27	0.90	26	26	100.00%
		生涯学習コーディネーター養成	30	34	1.13	30	30	100.00%
		ふなばしマイスター	30	36	1.20	30	30	100.00%
		計	120	127	1.06	115	115	100.00%
	いきいき	くらしの教養	72	71	0.99	64	64	100.00%
		こころとからだの健康	72	88	1.22	72	72	100.00%
		パソコン	100	118	1.18	100	100	100.00%
		園芸	50	52	1.04	46	46	100.00%
		計	294	329	1.12	282	282	100.00%
	合 計		414	456	1.10	397	397	100.00%

年度	学部	学科名	応募者数及び入学者数				修了者数	
			定 員	応募者	倍 率	入学者 a	修了者 b	修了率 b/a
令和7年度	まちづくり	ボランティア養成	30	25	0.83	22	22	100.00%
		スポーツコミュニケーション	30	18	0.60	15	13	86.67%
		生涯学習コーディネーター養成	30	22	0.73	19	16	84.21%
		ふなばしマイスター	30	34	1.13	30	30	100.00%
		計	120	99	0.83	86	81	94.19%
	いきいき	くらしの教養	72	59	0.82	54	52	96.30%
		こころとからだの健康	72	62	0.86	55	54	98.18%
		パソコン	100	75	0.75	64	61	95.31%
		園芸	50	46	0.92	42	41	97.62%
		計	294	242	0.82	215	208	96.74%
	合 計		414	341	0.82	301	289	96.01%

※パソコン学科2は、応募者少数につき休講となります。

年度	学部	学科名	応募者数及び入学者数				修了者数	
			定 員	応募者	倍 率	入学者 a	修了者 b	修了率 b/a
令和6年度	まちづくり	ボランティア養成	30	26	0.87	23	22	95.65%
		スポーツコミュニケーション	30	16	0.53	16	15	93.75%
		生涯学習コーディネーター養成	30	32	1.07	30	25	83.33%
		ふなばしマイスター	30	38	1.27	30	28	93.33%
		計	120	112	0.93	99	90	90.91%
	いきいき	くらしの教養	72	74	1.03	63	60	95.24%
		こころとからだの健康	72	59	0.82	51	48	94.12%
		パソコン	100	116	1.16	100	97	97.00%
		園芸	50	49	0.98	39	37	94.87%
		計	294	298	1.01	253	242	95.65%
	合 計		414	410	0.99	352	332	94.32%

年度	学部	学科名	応募者数及び入学者数				修了者数	
			定 員	応募者	倍 率	入学者 a	修了者 b	修了率 b/a
令和5年度	まちづくり	ボランティア養成	30	30	1.00	28	27	96.43%
		スポーツコミュニケーション	30	19	0.63	17	17	100.00%
		生涯学習コーディネーター養成	30	28	0.93	25	21	84.00%
		ふなばしマイスター	30	37	1.23	30	30	100.00%
		計	120	114	0.95	100	95	95.00%
	いきいき	くらしの教養	72	93	1.29	72	72	100.00%
		こころとからだの健康	72	69	0.96	63	61	96.83%
		パソコン	100	119	1.19	93	88	94.62%
		園芸	50	65	1.30	50	47	94.00%
		計	294	346	1.18	278	268	96.40%
	合 計		414	460	1.11	378	363	96.03%

年度	学部	学科名	応募者数及び入学者数				修了者数	
			定 員	応募者	倍 率	入学者 a	修了者 b	修了率 b/a
令和4年度	まちづくり	ボランティア養成	30	20	0.67	19	18	94.74%
		スポーツコミュニケーション	30	29	0.97	28	23	82.14%
		生涯学習コーディネーター養成	30	28	0.93	25	23	92.00%
		ふなばしマイスター	30	70	2.33	30	28	93.33%
		計	120	147	1.23	102	92	90.20%
	いきいき	くらしの教養	60	59	0.98	47	46	97.87%
		こころとからだの健康	60	69	1.15	55	51	92.73%
		パソコン	100	102	1.02	93	90	96.77%
		園芸	50	76	1.52	50	49	98.00%
		計	270	306	1.13	245	236	96.33%
	特別	ライフデザイン	25	3	0.12	0	0	
	合 計		415	456	1.10	347	328	94.52%

※特別講座のライフデザイン学科は、応募者少数につき休講となります。

年度	学部	学科名	応募者数及び入学者数				修了者数	
			定 員	応募者	倍 率	入学者 a	修了者 b	修了率 b/a
令和3年度	まちづくり	ボランティア養成	30	43	1.43	28	26	92.86%
		スポーツコミュニケーション	30	24	0.80	12	10	83.33%
		生涯学習コーディネーター養成	30	45	1.50	30	30	100.00%
		ふなばしマイスター	30	63	2.10	29	22	75.86%
		計	120	175	1.46	99	88	88.89%
	いきいき	くらしの教養	120	129	1.08	82	78	95.12%
		こころとからだの健康	100	128	1.28	72	67	93.06%
		パソコン	100	158	1.58	98	91	92.86%
		園芸	50	63	1.26	42	40	95.24%
		計	370	478	1.29	294	276	93.88%
	特別	ライフデザイン	30	31	1.03	17	15	88.24%
	合 計		520	684	1.32	410	379	92.44%

※令和3年度の集計は、令和2年度の募集と令和3年度の追加募集の合算となりますので、他年度との比較はできません。

放課後児童支援課の新設について（お知らせ）

1改正内容

生涯学習部に放課後児童支援課を新設し、地域子育て支援課（市長部局）から放課後ルームに関する事務を移管するとともに、青少年課から船っ子教室にかかる事務を移管する。

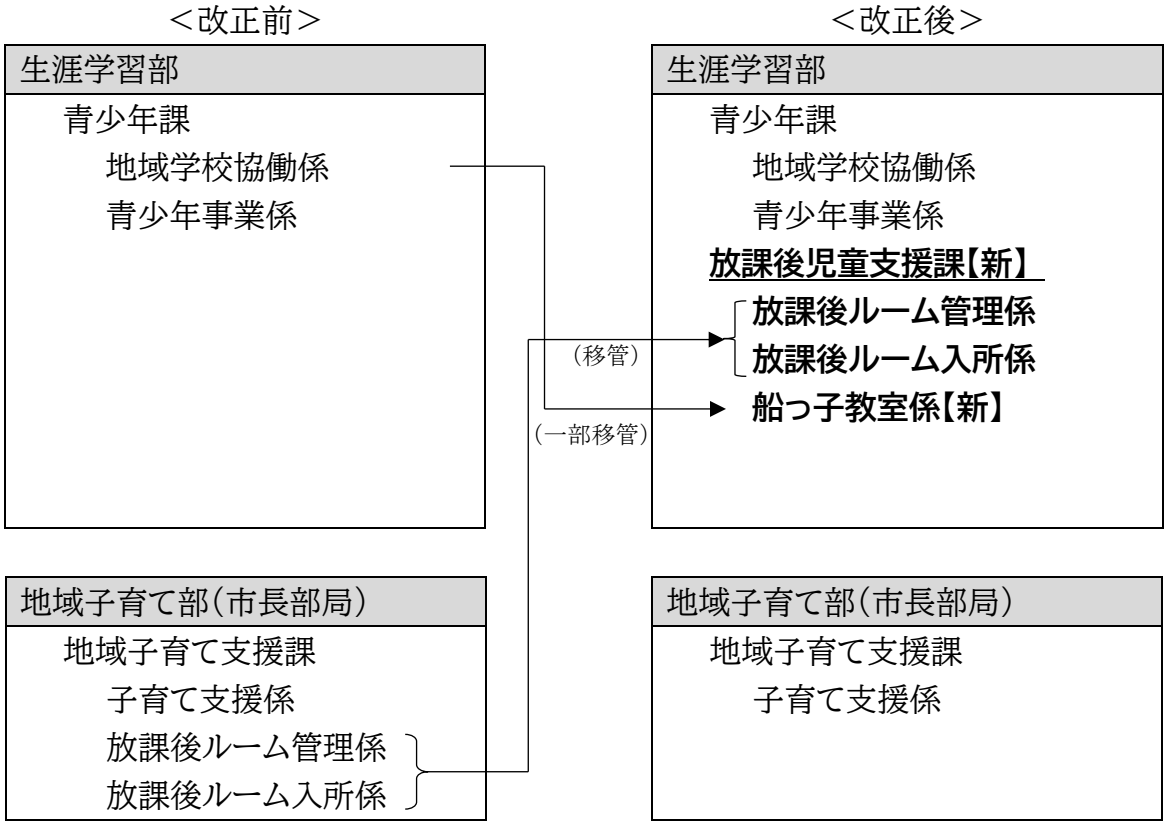

2 所管事務の変更

所管課	業務内容	連絡先
青少年課 （地域学校協働係）	・地域学校協働活動に関すること ・船橋市PTA連合会に関すること	TEL436-2897
【新設】 放課後児童支援課	・放課後ルームに関すること ・放課後児童健全育成事業に関すること ・放課後子供教室（船っ子教室）に関すること	TEL436-2319

「市民体育大会」の名称変更について

1　名称変更

現在：市民体育大会　⇒　変更後：**市民スポーツ大会**

2　変更の背景

・スポーツ基本法の改正（令和５年１月１日）により、令和６年度から国民体育大会・県民体育大会がそれぞれ国民スポーツ大会・県民スポーツ大会となった。

・近隣市（千葉市、市川市、柏市）でも大会名を「体育」から「スポーツ」に変更している。

3　変更にかかる手続き（主催）

〇教育委員会

・名称変更について、教育長までの決裁手続きを行った。

※教育委員会組織規則

第６条　教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。

(7)　展覧会、講習会、研究会、競技会等の主催、共催または後援に関すること。

・市民への周知のため、船橋市ホームページを更新した。

〇スポーツ協会

・令和７年度末総会（3/27（金）開催）にて、関連する会則等の改正を行った。

・各競技の主管団体に周知を行った。

なお、令和８年度は、３月から大会が始まっている競技もあるため、移行期間とする。

令和7年度　船橋市文化芸術ホール自主事業実績一覧
（市民文化ホール）

事業テーマ：文化・芸術の魅力を再発見！　～ふるさと船橋で出会う～

No.		公　演　日		公　演　名	ｼﾞｬﾝﾙ	入場者数	備考
1	共催	4月24日	（木）	野村萬斎　狂言の夕べ　船橋公演	伝統芸能	801	
2	共催	6月3日	（火）	第48回 ふなばし市民寄席 柳の家の三人会　柳亭市馬・柳家喬太郎・柳家三三	演芸 伝統芸能	915	
3	共催	6月28日	（土）	海援隊　トーク＆ライブ2025	音楽	930	
4	主催	7月26日	（土）	小林沙羅（ソプラノ）＆本庄篤子・リマト室内合奏団によるサマースペシャル 「ウィーンからの贈りもの」	音楽	259	
5	共催	8月23日	（土）	千葉交響楽団特別演奏会　夏のプレゼント ファミリーコンサート ～オーケストラで楽しむアニメの世界～	音楽	882	子ども向け事業
6	共催	8月30日	（土）	船橋ジュニアオーケストラ 定期演奏会	音楽	636	育成団体
7	共催	9月12日	（金）	岸谷　香　KAORI　PARADISE　2025	音楽	899	
8	主催	10月12日	（日）	31st BAND STAND FUNABASHI 社会人ビッグバンドジャズの祭典！	音楽	603	船橋ゆかりの出演者／市民参加
9	主催	10月25日	（土）	オペラ「カルメン」ハイライト（原語上演）	音楽	593	船橋ゆかりの出演者
市民文化ホール　入場者数　計						6,518	

令和7年度　船橋市文化芸術ホール自主事業実績一覧
（市民文化創造館）

事業テーマ：文化・芸術の魅力を再発見！　～ふるさと船橋で出会う～

【有料公演】

No.		公　演　日	公　演　名	ジャンル	入場者数	備考
1	主催	6月21日　（土）	異文化弦楽団 ～音で感じるシルクロードの旅路～	音楽	169	
2	主催	7月19日　（土）	どやどや楽団　ファミリーコンサート ～だがっきのカラフルな音とリズムを楽しもう♪～	音楽	134	子供向け事業
3	主催	9月20日　（土）	内田貴光イリュージョンマジックショー	演芸	247	
4	主催	11月15日　（土）	総合舞台芸術創造プロジェクト2025 音楽劇アンデルセン2025 「一番小さな海」 ～なみだは、人のつくる一番小さな海～	演劇	160	市民参加／地域の文化・芸術活動助成事業：（一財）地域創造
		11月16日　（日）			157	
5	主催	12月6日　（土）	令和7年度県民芸術劇場公演 千葉交響楽団と仲間たちによる 木管五重奏の響き ～冬を彩るクラシックの名曲～	音楽	248	
6	主催	12月20日　（土）	戦後80年平和祈念公演 クリスマスのひととき ―音楽と朗読でつづる平和の物語	音楽 演劇	160	
7	主催	1月17日　（土）	アフタヌーンコンサート 金子彰宏トリオ　ジャズライブ	音楽	244	
8	主催	3月29日　（日）	さざんか少年少女合唱団定期演奏会	音楽	175	育成団体
					1,694	

【無料公演等】

No.		公　演　日	公　演　名	ジャンル	入場者数	備考
1	主催	8月9日　（土） ～　12日　（火）	夏休みワークショップ ミュージカル朗読劇　アリス2025夏	演劇	60	子供向け事業 練習8月9日（土）～8月11日（月） 本番8月12日（火） 参加者11人 観客49人
2	主催「ちょっとよりみちライブ」	4月17日　（木）	音の花束 ～子どもから大人まで楽しめるコンサート～	音楽	160	船橋ゆかりの出演者
3		5月15日　（木）	カリブ海への音楽旅行！ スティールパンコンサート ～Bon Voyage!!情熱のソウルサウンド！～	音楽	173	
4		6月19日　（木）	朗読劇　家族草子 ～上演作品「ピンボケ」～	演劇	98	
5		7月17日　（木）	船橋よりみちお笑いライブ ～笑いで暑さを吹き飛ばせ！～	演芸	139	
6		9月18日　（木）	吉田智就＆田中彩渚　デュオコンサート ～ホルンとピアノの夕べ～	音楽	157	
7		10月4日　（土）	ちょっとよりみちライブ（特別公演） 第13回　船橋のたからもの！船橋の郷土芸能 「飯山満町大宮神社の神楽」	郷土芸能	250	船橋ゆかりの出演者
		10月16日　（木）	情熱の秋KLEASコンサート ～ソプラノとアコーディオンの音色に包まれて～	音楽	123	船橋ゆかりの出演者
8		12月18日　（木）	華麗なる北インド宮廷音楽と舞踊の世界へようこそ！	音楽 舞踊	243	
9		1月15日　（木）	船橋よりみち落語会 ～春風亭柳雀・春雨や晴太二人会～	演芸 伝統芸能	133	船橋ゆかりの出演者
10		2月19日　（木）	A Journey through Broadway ～ミュージカルを彩る名曲コンサート～	音楽	250	
12		3月19日　（木）	多国籍ラテンバンドで巡る 南米の古今東西名曲コンサート メキシコ・ブラジル・キューバ・コロンビア	音楽	250	
					2036	

市民文化創造館　入場者数　計　（有料公演,1,694人・無料公演,2,036人）	3,730	

令和8年度　船橋市文化芸術ホール自主事業計画一覧
（市民文化創造館）

事業テーマ：文化・芸術に触れる機会の創出　～文化を通じて人も街も輝く船橋～

No.		公　演　日	公　演　名	内　容	備考
1	主催	5月16日（土）	アラマせんせいとたにけんのことばあそび ～谷川俊太郎の詩をあそぶ！おどる！おんがくする！～	オノマトペを生のピアノの音色を感じながら全身で表現したり、谷川俊太郎の世界をのぞいてみたり、ゆったり音楽を感じながら、親子で楽しい時間を過ごしてもらう。	子供向け事業 船橋ゆかりの出演者
2	主催	7月18日（土）	藤井空ソロコンサート　-夏の音色-	感性を刺激する魅力的なピアノの旋律が心地よい、ジャズアーティスト藤井空の音楽をお届けする。	
3	主催	9月19日（土）	アフタヌーンコンサート （空気鍵盤）	鍵盤ハーモニカとアコーディオンのデュオである空気鍵盤に、パーカッションを迎え、ポップス、ジャズ、クラシック、歌謡曲等幅広いジャンルのレパートリーをお届けする。	
4	主催	11月7日（土） 11月8日（日）	総合舞台芸術創造プロジェクト2026 「ミュージカル劇」	市民が文化を育み、豊かな心と生きがいを実感、実践できる場を提供する。舞台芸術に必要な自己表現、想像力、協調性、創造力について学び、経験する機会とする。	市民参加／地域の文化・芸術活動助成事業：（一財）地域創造
5	主催	12月5日（土）	令和8年度県民芸術劇場公演 千葉交響楽団室内楽	千葉県が県民に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供することを目的に、県と地元主催者との共催により、千葉県唯一のプロオーケストラである千葉交響楽団による公演を開催する事業。	
6	主催	1月16日（土）	カンジヤマ・マイム	文化庁の公演派遣事業の委託劇団として採択されており、アメリカ仕込みの本格派で、子どもからお年寄りまで、あらゆる客層を惹きつけるカンジヤマ・マイムをライブで感じてもらう。	
7	主催	2月20日（土）	角野未来ピアノコンサート	アンリ・コワルスキ国際コンクール第1位（フランス）、第21回東京音楽コンクールピアノ部門第3位、など国内外のコンクールで多数入賞している角野未来のピアノ演奏を午後のひと時にお届けする。	
8	共催	3月28日（日）	さざんか少年少女合唱団定期演奏会	昭和58年に船橋市の青少年育成団体として結成。さわやかで透明感のある歌声と美しいハーモニー、そしてダンスを交えたパフォーマンスをお届けする。	育成団体

【無料公演等】

No.		公　演　日	公　演　名	内　容	備考
1	主催	6月20日（土）	舞台裏方ワークショップ	総合芸術である演劇に欠かせない音響や照明などの裏方の役割を知るきっかけ作りとしてワークショップを行う。また、裏方に興味を持ってもらうだけではなく、舞台芸術への関心を深めることを目的とする。	
2	主催	8月1日（土）	夏休みワークショップ 管弦打楽器体験+ミニコンサート	夏休みを利用して参加できる企画（小・中学生向け）として、青少年のホール利用の増加を狙いとする。今回はサロンオーケストラによる「管弦打楽器体験+ミニコンサート」	子供向け事業
3	主催事業「ちょっとよりみちライブ」	4月16日（木）	春のデュオコンサート ～チェロとピアノによる名曲のひととき～	前期　ちょっとよりみちライブvol.246	船橋ゆかりの出演者
4		5月21日（木）	PAKAVO LIVE ～躍動するリズムに響く歌声～	前期　ちょっとよりみちライブvol.247	
5		6月18日（木）	CHILDHOOD デュオライブ ～ハンドフルートとピアノが描く、音の風景～	前期　ちょっとよりみちライブvol.248	
6		7月16日（木）	タンゴでよりみち ～アルゼンチンから、ダンスとピアノで～	前期　ちょっとよりみちライブvol.249	
7		9月17日（木）	青木研バンジョー・オン・ステージ！ ～古き良きアメリカーナから まさかのレパートリーまで～	前期　ちょっとよりみちライブvol.250	船橋ゆかりの出演者
8		10月3日（土）	ちょっとよりみちライブ（特別公演） 第14回　船橋のたからもの！船橋の郷土芸能 「高根町神明社の神楽」	市内に伝わる貴重な文化遺産を後世に伝え、文化の振興と発展に寄与することを目的に実施する。	船橋ゆかりの出演者
9		11月19日（木）	調整中	後期　ちょっとよりみちライブvol.251	
10		12月17日（木）	調整中	後期　ちょっとよりみちライブvol.252	
11		2月18日（木）	調整中	後期　ちょっとよりみちライブvol.253	
12		3月18日（木）	調整中	後期　ちょっとよりみちライブvol.254	

令和８年度第１回船橋市社会教育委員会議

関係法令等　参考資料

令和８年４月30日（木）

午後３時００分　開会

○社会教育法　**（抜粋）**

（昭和二十四年六月十日）
（法律第二百七号）

第三章　社会教育関係団体
（昭二六法一七・旧第二章繰下）

（社会教育関係団体の定義）

第十条　この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条　文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

２　文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（平一一法一六〇・一部改正）

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条　国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第十三条　国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（昭三四法一五八・全改、昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平二〇法五九・一部改正）

（報告）

第十四条　文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

（平一一法一六〇・一部改正）

第四章　社会教育委員
（昭二六法一七・旧第三章繰下）

（社会教育委員の設置）

第十五条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

２　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正）

第十六条　削除

（平一一法八七）

（社会教育委員の職務）

第十七条　社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一　社会教育に関する諸計画を立案すること。

二　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三　前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

２　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

３　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正）

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条　社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正）

第十九条　削除

（昭三四法一五八）

○船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例

昭和35年3月31日
条例第12号

船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例

（平26条例17・改称）

（目的）

第1条　この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき社会教育委員（以下「委員」という。）を置くことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（平26条例17・一部改正）

（委員の職務）

第2条　委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

(1)　社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2)　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3)　前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2　委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3　委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（平27条例12・一部改正）

（委員の委嘱の基準等）

第3条　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

2　委員の定数は10人とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平26条例17・一部改正）

（その他の事項）

第4条　この条例に定めるもののほか、委員の会議その他運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附　則（平成26年3月28日条例第17号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年3月31日条例第12号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までの間においては、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例第1条、第2条、第6条第1項、別表第1及び別表第2、第2条の規定による改正後の船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例第2条第1項、第3条の規定による改正後の船橋市職員定数条例第1条、第4条の規定による改正後の船橋市表彰条例第3条第1項第4号並びに第5条の規定による改正後の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例別表第2教育委員会の項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例第1条、第2条、第6条第1項、別表第1及び別表第2、第2条の規定による改正前の船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例第2条第1項、第3条の規定による改正前の船橋市職員定数条例第1条、第4条の規定による改正前の船橋市表彰条例第3条第1項第4号、第5条の規定による改正前の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例別表第2教育委員会の項並びに第6条の規定による廃止前の船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定は、なおその効力を有す

る。この場合において、廃止前の条例第1条中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第8条の規定による改正前の教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項」とする。

船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例（昭和３５年船橋市条例第１２号）第４条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議その他運営に関し、必要な事項を定める。

（委員長及び副委員長）

第２条　委員の会議（以下「会議」という。）に、委員長及び副委員長各１人を置く。

２　前項の委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

（任期）

第３条　委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

（委員長及び副委員長の職務）

第４条　委員長は、会議を招集し、その議長となる。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員長は、会議の日時及び場所並びに付議する事項をあらかじめ委員に通知して会議を行う。

２　委員は、会議において必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

（会議の定足数等）

第６条　会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

２　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（オンライン出席）

第６条の２　委員長が必要があると認めるときは、委員長、副委員長、委員及び関係者は、映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができる方法によって会議に出席（以下「オンライン出席」という。）することができる。この場合において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により委員長、副委員長、委員及び関係者が適時的確な意見表明を相互に行うことができると委員長が認めたときは、オンライン出席しているものとみなすことができる。

２　前項に定めるもののほか、オンライン出席に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

（庶務）

第７条　会議に関する庶務は、船橋市教育委員会生涯学習部社会教育課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が、会議に諮って決定する。

附　則

この要綱は、平成２２年６月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１１月１日から施行する。

船橋市社会教育委員の会議オンライン出席取扱基準

（趣旨）

第１条　この基準は、船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱第６条の２の規定により委員長、副委員長、委員及び関係者（以下「委員長等」という。）が会議に出席する場合（以下「オンライン出席」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（許可基準等）

第２条　オンライン出席ができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 災害その他の理由により交通機関が途絶している場合

(2) 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合

(3) 他の重要な用務との兼ね合いで、議場に移動するいとまがない場合

(4) その他委員長が必要と認める場合

（通信環境の確保）

第３条　オンライン出席をする委員長等は、会議開始前に、映像及び音声の送受信等により相互の発言を認識でき、議論が的確に行える通信環境（以下「通信環境」という。）にあることを確認するものとする。

２　委員長等は、会議の途中で通信が途絶えた場合は、通信環境を確保するよう努めるものとする。

３　通信環境が確保できなくなったとき、当該委員長、副委員長及び委員は、その間の議事について、欠席したものとして取り扱う。

（情報の機密性の確保）

第４条　オンライン出席は、情報の機密性を確保できる場所又は委員長があらかじめ指定した場所で行わなければならない。

附　則

この基準は、令和４年１１月１日から施行する。

○船橋市情報公開条例 **（抜粋）**

平成14年3月29日
条例第7号

（会議の公開）

第26条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものの会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1)　法令等に特別の定めがある場合

(2)　不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

(3)　会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

（平17条例5・旧第33条繰上、平28条例2・旧第25条繰下）

○船橋市教育委員会会議規則（抜粋）

平成10年3月27日
教育委員会規則第1号

（会議の公開等）

第12条　会議は、公開とする。ただし、次に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合において、教育長又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(1)　任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項

(2)　訴訟、審査請求その他の争訟に関する事項

(3)　前2号に掲げるもののほか、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項

(4)　市長又は議会に対する意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項

2　前項の規定による教育長又は委員の発議については、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

3　会議を非公開とするときは、教育長は、教育長が指定する職員以外の者を退場させるものとする。

（平13教委規則7・全改、平27教委規則3・旧第14条繰上・一部改正、平28教委規則1・一部改正）